

一 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において「有価証券」、「有価証券の募集」、「有価証券の私募」、「有価証券の売出し」、「発行者」、「金融商品取引業」、「金融商品取引業者」、「金融商品取引所」、「デリバティブ取引」、「市場デリバティブ取引」、「店頭デリバティブ取引」、「外国市場デリバティブ取引」、「金融商品」、「金融指標」、「有価証券等清算取次ぎ」、「特定投資家」又は「特定上場有価証券」とは、それぞれ金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条に規定する有価証券、有価証券の募集、有価証券の私募、有価証券の売出し、発行者、金融商品取引業、金融商品取引業者、金融商品取引所、デリバティブ取引、市場デリバティブ取引、店頭デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引、金融商品、金融指標、有価証券等清算取次ぎ、特定投資家又は特定上場有価証券をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>三の二 特定投資家等 法第二条第三項第二号ロ(2)に規定する特定</p> | <p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において「有価証券」、「有価証券の募集」、「有価証券の私募」、「有価証券の売出し」、「発行者」、「金融商品取引業」、「金融商品取引業者」、「金融商品取引所」、「デリバティブ取引」、「市場デリバティブ取引」、「店頭デリバティブ取引」、「外国市場デリバティブ取引」、「金融商品」、「金融指標」、「有価証券等清算取次ぎ」又は「特定投資家」とは、それぞれ金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条に規定する有価証券、有価証券の募集、有価証券の私募、有価証券の売出し、発行者、金融商品取引業、金融商品取引業者、金融商品取引所、デリバティブ取引、市場デリバティブ取引、店頭デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引、金融商品、金融指標、有価証券等清算取次ぎ又は特定投資家をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>(新設)</p> |

投資家等をいう。

三の三 特定投資家向け有価証券 法第四条第三項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。

四〇十一 (略)

(持株会)

第六条 (略)

2 (略)

3 第一項の「被支配会社等」とは、次の各号のいずれかに該当する会社をいう。

一 会社が他の会社の総株主等の議決権（法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有する場合における当該他の会社（次号において「被支配会社」という。）

二 (略)

(適格機関投資家の範囲)

第十条 (略)

2 その発行の際にその取得勧誘（法第二条第三項に規定する取得勧誘をいい、法第二条の二第二項に規定する組織再編成発行手続を含む。第十三条第二項を除き、以下同じ。）が法第二条第三項第一号に掲げる場合に該当する場合における同号の規定により当該取得勧誘の相手方から除かれる適格機関投資家を相手方として行うもの又

(新設)

四〇十一 (略)

(持株会)

第六条 (略)

2 (略)

3 第一項の「被支配会社等」とは、次の各号のいずれかに該当する会社をいう。

一 会社が他の会社の総株主等の議決権（法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。次号及び次条第二項第一号において同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有する場合における当該他の会社（次号において「被支配会社」という。）

二 (略)

(適格機関投資家の範囲)

第十条 (略)

2 その発行の際にその取得勧誘（法第二条第三項に規定する取得勧誘をいい、法第二条の二第二項に規定する組織再編成発行手続を含む。第十三条第二項を除き、以下同じ。）が法第二条第三項第一号に掲げる場合に該当する場合における同号の規定により当該取得勧誘の相手方から除かれる適格機関投資家を相手方として行うもの又

は同項第二号イ若しくは法第二条の二第四項第二号イに掲げる場合に該当するものであった有価証券を前項各号に掲げる者が取得し又は買い付けた場合（当該取得又は買付けの際に、当該有価証券に関して法第四条第七項に規定する開示が行われている場合又はその者が前項第一号から第十四号まで若しくは第十六号から第二十六号までに掲げる者で同項ただし書の指定を既に受けていた者であった場合、同項第十五号に掲げる者で同項ただし書の指定を既に解除されていた者であった場合若しくは同項第九号、第十七号、第十九号若しくは第二十一号から第二十六号までに掲げる者について第五項に規定する期間を経過している場合を除く。）には、その者が前項第一号から第十四号まで若しくは第十六号から第二十六号までに掲げる者で同項ただし書の指定を受けた場合、同項第十五号に掲げる者で同項ただし書の指定を解除された場合又は同項第九号、第十七号、第十九号若しくは第二十一号から第二十六号までに掲げる者について第五項に規定する期間を経過した場合においても、当該有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘を行う場合には適格機関投資家に該当する者とみなして法第四条第二項の規定を適用する。

3  
3～12（略）

（有価証券の譲渡に関する制限等）

第十一条（略）

2 令第一条の四第三号ロに規定する内閣府令で定める要件は、次の各

は同項第二号イ若しくは法第二条の二第四項第二号イに掲げる場合に該当するものであった有価証券を前項各号に掲げる者が取得し又は買い付けた場合（当該取得又は買付けの際に、当該有価証券に関して法第四条第六項に規定する開示が行われている場合又はその者が前項第一号から第十四号まで若しくは第十六号から第二十六号までに掲げる者で同項ただし書の指定を既に受けていた者であった場合、同項第十五号に掲げる者で同項ただし書の指定を既に解除されていた者であった場合若しくは同項第九号、第十七号、第十九号若しくは第二十一号から第二十六号までに掲げる者について第五項に規定する期間を経過している場合を除く。）には、その者が前項第一号から第十四号まで若しくは第十六号から第二十六号までに掲げる者で同項ただし書の指定を受けた場合、同項第十五号に掲げる者で同項ただし書の指定を解除された場合又は同項第九号、第十七号、第十九号若しくは第二十一号から第二十六号までに掲げる者について第五項に規定する期間を経過した場合においても、当該有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘を行う場合には適格機関投資家に該当する者とみなして法第四条第二項の規定を適用する。

3  
3～12（略）

（有価証券の譲渡に関する制限等）

第十一条（略）

2 令第一条の四第三号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各

各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当することとする。

一 社債券（特定社債券並びに法第二条第一項第十一号に掲げる投資法人債券、同号に掲げる外国投資証券で投資法人債券に類するもの及び令第二条の八に規定する社会医療法人債券を含む。以下同じ。）及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第一号から第五号までに掲げる有価証券の性質を有するもの（新株予約権付社債券等（新株予約権付社債券並びに資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）に規定する転換特定社債券及び新優先出資引受権付特定社債券をいう。以下同じ。）、振替社債等（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）第六十六条に規定する振替社債、社債等振替法第百十五条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号を除く。）に規定する投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債、社債等振替法第百七条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号を除く。）に規定する保険業法に規定する相互会社の社債、社債等振替法第百十八条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号を除く。）に規定する資産流動化法に規定する特定社債及び社債等振替法第百二十条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号を除く。）に規定する特別法人債（社会医療法人債券に表示されるべき権利に限る。）をいう。以下この条及び第十三条において同じ。）、社債等振替

号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当することとする。

一 社債券（特定社債券並びに法第二条第一項第十一号に掲げる投資法人債券、同号に掲げる外国投資証券で投資法人債券に類するもの及び令第二条の八に規定する社会医療法人債券を含む。以下同じ。）及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第一号から第五号までに掲げる有価証券の性質を有するもの（新株予約権付社債券等（新株予約権付社債券並びに資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）に規定する転換特定社債券及び新優先出資引受権付特定社債券をいう。以下この条において同じ。）、振替社債等（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）第六十六条に規定する振替社債、社債等振替法第百十五条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号を除く。）に規定する投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債、社債等振替法第百七条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号を除く。）に規定する保険業法に規定する相互会社の社債、社債等振替法第百十八条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号を除く。）に規定する資産流動化法に規定する特定社債及び社債等振替法第百二十条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号を除く。）に規定する特別法人債（社会医療法人債券に表示されるべき権利に限る。）をいう。以下この条及び第十三条において同じ。

法第二百二十七条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号を除く。）に規定する外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利（以下「振替外債」という。）及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち新株予約権付社債券等の性質を有するものを除く。以下この号において「普通社債券等」という。） 次のいずれかに該当する場合

イ・ロ （略）

二（四）（略）

3 前項の規定による要件のほか、令第一条の四第三号ロに規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる要件を満たすこととする。

一（三）（略）

四 有価証券信託受益証券（令第二条の三第三号に規定する有価証券信託受益証券をいう。以下同じ。） 当該有価証券が前号に掲げるいずれかの要件に該当し、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。

イ・ロ （略）

ハ 受託有価証券が前項第一号に掲げる有価証券又は第二号に掲げる有価証券に該当する場合で、当該受託有価証券に第一項第一号に規定する方式に従い転売制限が付されている場合

五 法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券 当該有価証券に第一項第一号に規定する方式に従い転売制限が付されており、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。

）、社債等振替法第二百二十七条において準用する社債等振替法第六十六条（同条第一号を除く。）に規定する外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利（以下「振替外債」という。）及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち新株予約権付社債券等の性質を有するものを除く。以下この号において「普通社債券等」という。） 次のいずれかに該当する場合

イ・ロ （略）

二（四）（略）

3 前項の規定による要件のほか、令第一条の四第三号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる要件を満たすこととする。

一（三）（略）

四 有価証券信託受益証券（令第二条の三第三号に規定する有価証券信託受益証券をいう。以下同じ。） 当該有価証券が前号に掲げるいずれかの要件に該当し、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。

イ・ロ （略）

ハ 受託有価証券が第二号に掲げる有価証券に該当する場合で、当該受託有価証券に第一項に規定する方式に従い転売制限が付されている場合

五 第二条第一項第十九号に掲げる有価証券 当該有価証券に第一項第一号に規定する方式に従い転売制限が付されており、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。

イ・ロ (略)

ハ 当該有価証券に表示されるオプションの行使により売買その他の取引の対象となる有価証券が前項第一号に掲げる有価証券又は第二号に掲げる有価証券に該当する場合で、当該売買その他の取引の対象となる有価証券に第一項第一号に規定する方式に従い転売制限が付されている場合

ニ (略)

六 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券 当該有価証券に第一項第一号に規定する方式に従い転売制限が付されており、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。

イ・ロ (略)

ハ 当該有価証券に表示される権利が前項第一号に掲げる有価証券又は第二号に掲げる有価証券に該当するものに係るものである場合で、当該権利に係る有価証券に第一項第一号に規定する方式に従い転売制限が付されている場合

ニ (略)

七 社債券（新株予約権付社債券等を除く。）及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で当該社債券の性質を有するもので、令第一条の四第一号及び第二号並びに前二号に掲げる有価証券（当該社債券の発行会社以外の会社が発行したものに限り。）により償還することができる旨の特約が付されているもの 当該有価証券に第一項第一号に規定する方式に従い転売制限が付されており、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。

イ・ロ (略)

ハ 当該有価証券に表示されるオプションの行使により売買その他の取引の対象となる有価証券が第二号に掲げる有価証券に該当する場合で、当該売買その他の取引の対象となる有価証券に第一項第一号に規定する方式に従い転売制限が付されている場合

ニ (略)

六 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券 当該有価証券に第一項第一号に規定する方式に従い転売制限が付されており、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。

イ・ロ (略)

ハ 当該有価証券に表示される権利が第二号に掲げる有価証券に該当するものに係るものである場合で、当該権利に係る有価証券に第一項第一号に規定する方式に従い転売制限が付されている場合

ニ (略)

七 社債券（新株予約権付社債券等を除く。）及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で当該社債券の性質を有するもので、令第一条の四第一号及び第二号並びに前二号に掲げる有価証券（当該社債券の発行会社以外の会社が発行したものに限り。）により償還することができる旨の特約が付されているもの 当該有価証券に第一項第一号に規定する方式に従い転売制限が付されており、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。

イハ (略)

ニ 当該償還により取得する有価証券が前号に掲げる有価証券である場合で、同号に定める場合に該当する場合

ハ 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち令第一条の四第二号に掲げる有価証券の性質を有するもの 次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ 当該有価証券に表示された権利の行使により取得され、又は引き受けられ、若しくは転換されることとなる株券（令第一条の四第一号に規定する株券をいう。以下この号、第十一条の三第六号及び第十三条の三第六号において同じ。）の発行者及び当該株券がそれぞれ令第一条の四第一号イ及びロに掲げる要件に該当すること。

ロ 当該有価証券に第一項に規定する方式に従い転売制限が付されていること。

4～8 (略)

一 (特定投資家向け取得勧誘に係る有価証券の譲渡に係る契約の内容)

第十一條の二 令第一条の五の二第二項第一号ロ及び第二号ロに規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項（第二号に掲げる事項にあつては、当該契約の当事者が定めなかった事項を除く。）とする。

一 当該取得しようとする者が当該取得勧誘に応じて取得した当該

イハ (略)

ニ 当該償還により取得する有価証券が第六号に掲げる有価証券である場合で、同号に定める場合に該当する場合

(新設)

4～8 (略)

(新設)

有価証券を特定投資家等以外の者に譲渡しないこと。

二 次に掲げる場合には、当該取得しようとする者が当該取得勧誘に応じて取得した当該有価証券を特定投資家等以外の者に譲渡することができること。

イ 公開買付け（法第二十七条の二第六項に規定する公開買付けをいう。第十三条の二第一項第二号において同じ。）に応じて株券等（法第二十七条の二第一項に規定する株券等をいう。同号において同じ。）を公開買付者（法第二十七条の三第二項に規定する公開買付者をいう。同号において同じ。）に対して譲渡する場合

ロ 令第二条の十二の二第二項第四号に規定する役員等に対して同号イからニまでに掲げる有価証券を譲渡する場合

ハ 当該有価証券の発行者又はその役員（取締役、監査役、執行役、理事若しくは監事又はこれらに準ずる者をいう。）であり、かつ、当該発行者の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式若しくは出資を自己若しくは他人の名義をもって所有する者（以下この条及び第十三条の二第一項第二号ハにおいて「特定役員」という。）若しくは当該特定役員の被支配法人等（当該発行者を除く。以下この条及び同号ハにおいて同じ。）に対して譲渡する場合

ニ 当該有価証券の発行者の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有する会社に対して譲渡する場合



2 | 特定役員とその被支配法人等が合わせて他の法人等（法人その他の団体をいう。以下この条において同じ。）の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有する場合には、当該他の法人等は、当該特定役員の被支配法人等とみなして前項第二号ハ及びこの項の規定を適用する。

3 | 第一項第二号ハ及び前項の被支配法人等とは、特定役員が他の法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有する場合における当該他の法人等をいう。

（特定投資家向け取得勧誘における有価証券の譲渡に関する制限等）

第十一條の三 令第一條の五の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすこととする。

一 社債券及び法第二條第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第一号から第五号までに掲げる有価証券の性質を有するもの（新株予約権付社債券等及び同項第十七号に掲げる有価証券のうち新株予約権付社債券等の性質を有するものを除く。）、同項第十五号に掲げる有価証券（同項第十七号に掲げる有価証券で同項第十五号に掲げる有価証券の性質を有するものを含む。）、投資信託又は外国投資信託の受益証券、特定目的信託の受益証券（同項第十

（新設）

七号に掲げる有価証券のうち特定目的信託の受益証券の性質を有するものを含む。）、学校債券、抵当証券（同項第十七号に掲げる有価証券のうち抵当証券の性質を有するものを含む。）並びに受益証券発行信託の受益証券（同項第十七号に掲げる有価証券のうち受益証券発行信託の受益証券の性質を有するものを含む、次号に掲げるものを除く。）次に掲げるすべての要件

イ 当該有価証券と同一種類の他の有価証券（当該有価証券と発行者が同一で、次条第一項各号に掲げる有価証券の区分に同じ、当該各号に定める事項が同一である有価証券をいう。以下同じ。）が、法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条及び第十三条の三において同じ。）に掲げる有価証券のいずれにも該当しないこと。

ロ 当該有価証券の発行者と当該有価証券の取得勧誘に応じて当該有価証券を取得しようとする者（以下この号において「取得者」という。）との間及び当該取得勧誘を行う者と当該取得者との間において、前条第一項に規定する事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、取得勧誘が行われること。

二 有価証券信託受益証券 当該有価証券が前号に定める要件に該当し、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。

イ 受託有価証券が令第一条の五の二第二項第一号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号イに定める場合に該当する場合

ロ 受託有価証券が令第一条の五の二第二項第二号に掲げる有価

証券に該当する場合で、同号イに定める場合に該当する場合

ハ 受託有価証券が令第一条の五の二第二項第一号及び第二号に掲げる有価証券以外の有価証券であつて、当該有価証券及び当該有価証券と同一種類の他の有価証券が法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券のいずれにも該当しない場合

三 法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券 当該有価証券が第一号に定める要件に該当し、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。

イ 当該有価証券に表示されるオプションの行使により売買その他の取引の対象となる有価証券が令第一条の五の二第二項第一号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号イに定める場合に該当する場合

ロ 当該有価証券に表示されるオプションの行使により売買その他の取引の対象となる有価証券が令第一条の五の二第二項第二号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号イに定める場合に該当する場合

ハ 当該有価証券に表示されるオプションの行使により売買その他の取引の対象となる有価証券が令第一条の五の二第二項第一号及び第二号に掲げる有価証券以外の有価証券であつて、当該有価証券及び当該有価証券と同一種類の他の有価証券が法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券のいずれにも該当しない場合

ニ 当該有価証券に表示されるオプションの行使により有価証券

の売買その他の取引が行われない場合

四 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券 当該有価証券が第一号に定める要件に該当し、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。

イ 当該有価証券に表示される権利が令第一条の五の二第二項第一号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号イに定める場合に該当する場合

ロ 当該有価証券に表示される権利が令第一条の五の二第二項第二号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号イに定める場合に該当する場合

ハ 当該有価証券に表示される権利が令第一条の五の二第二項第一号及び第二号に掲げる有価証券以外の有価証券であつて、当該有価証券及び当該有価証券と同一種類の他の有価証券が法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券のいずれにも該当しない場合

ニ 当該有価証券に表示される権利の行使により有価証券の売買その他の取引が行われない場合

五 社債券（新株予約権付社債券等を除く。）及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で当該社債券の性質を有するもので、当該社債券の発行会社以外の会社が発行した有価証券により償還することができる旨の特約が付されているもの 当該有価証券が第一号に定める要件に該当し、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。

イ 当該償還により取得する有価証券が令第一条の五の二第二項第一号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号イに定める場合に該当する場合

ロ 当該償還により取得する有価証券が令第一条の五の二第二項第二号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号イに定める場合に該当する場合

ハ 当該償還により取得する有価証券が令第一条の五の二第二項第一号及び第二号に掲げる有価証券以外の有価証券であつて、当該有価証券及び当該有価証券と同一種類の他の有価証券が法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券のいずれにも該当しない場合

六 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち令第一条の五の二第二項第二号に掲げる有価証券の性質を有するもの 当該有価証券が第一号に定める要件に該当し、かつ、当該有価証券に表示された権利の行使により取得され、又は引き受けられ、若しくは転換されることとなる株券及び当該株券と同一種類の他の有価証券が法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券のいずれにも該当しないこと。

(同一種類の他の有価証券等)

第十二条 令第一条の四第三号イ、第一条の六第一号及び第一条の七第三号イに規定する当該有価証券と同一種類のものとして内閣府令で定める他の有価証券は、当該有価証券と発行者が同一で、次の各

(同一種類の他の有価証券)

第十二条 令第一条の六に規定する当該有価証券と同一種類のものとして内閣府令で定める他の有価証券は、当該有価証券と発行者が同一で、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める

号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である有価証券とする。

一〇十一 (略)

2 (略)

3 令第一条の四第一号ロ、第一条の五の二第二項第一号イ、第一条の七第一号ロ及び第一条の八の二第一号イに規定する同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものは、当該有価証券及び当該有価証券と発行者が同一で、第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である有価証券とする。

(有価証券の譲渡に関する制限等)

第十三条 (略)

2 令第一条の七第二号ロに規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に定める場合のいずれかに該当することとする。

一 次に掲げるすべての要件を満たす場合

イ 当該有価証券（当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行された令第一条の六第一号に規定する同種の新規発行証券（当該同種の新規発行証券の取得勧誘（法第二条第三項に規定する取得勧誘をいう。）を行った相手方が適格機関投資家であつて、当該同種の新規発行証券が令第一条の四に定める場合に該当するときにおける当該適格機関投資家が取得したもの（当該適格機関投資家が他の適格機関投資家に譲渡したものを含む。）を除く。次項において同じ。）を含む。）の枚数が五十未

事項が同一である有価証券とする。

一〇十一 (略)

2 (略)

(新設)

(有価証券の譲渡に関する制限等)

第十三条 (略)

2 令第一条の七第二号ロに規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に定める場合のいずれかに該当することとする。

一 次に掲げるすべての要件を満たす場合

イ 当該有価証券（当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行された令第一条の六に規定する同種の新規発行証券（当該同種の新規発行証券の取得勧誘（法第二条第三項に規定する取得勧誘をいう。）を行った相手方が適格機関投資家であつて、当該同種の新規発行証券が令第一条の四に定める場合に該当するときにおける当該適格機関投資家が取得したもの（当該適格機関投資家が他の適格機関投資家に譲渡したものを含む。）を除く。次項において同じ。）を含む。）の枚数が五十未満であ

満であること。

ロ・ハ (略)

二 (略)

3 令第一条の七第三号ロに規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当することとする。

一 三 (略)

四 投資信託の受益証券（振替投資信託受益権に係るものを除く。

） 次のいずれかに該当する場合

イ (略)

ロ 当該有価証券の取得者が当該有価証券を分割して他の者に譲渡する場合には、あらかじめ定められた方法（当該有価証券が分割されて複数の者に譲渡されても、その複数の者と当該有価証券（当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行された令第一条の六第一号に規定する同種の新規発行証券を含む。）の他の所有者との数の合計が五十名以上となることがないものに限る。）に従った分割以外の分割ができない旨が当該有価証券の権利の内容を規定する信託契約において定められており、その旨が当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券の内容等を説明した書面に記載されている場合

四の二 (略)

五 外国投資信託の受益証券 次のすべての要件を満たす場合

イ (略)

ること。

ロ・ハ (略)

二 (略)

3 令第一条の七第三号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合に該当することとする。

一 三 (略)

四 投資信託の受益証券（振替投資信託受益権に係るものを除く。

） 次のいずれかに該当する場合

イ (略)

ロ 当該有価証券の取得者が当該有価証券を分割して他の者に譲渡する場合には、あらかじめ定められた方法（当該有価証券が分割されて複数の者に譲渡されても、その複数の者と当該有価証券（当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行された令第一条の六に規定する同種の新規発行証券を含む。）の他の所有者との数の合計が五十名以上となることがないものに限る。）に従った分割以外の分割ができない旨が当該有価証券の権利の内容を規定する信託契約において定められており、その旨が当該有価証券の取得者に交付される当該有価証券の内容等を説明した書面に記載されている場合

四の二 (略)

五 外国投資信託の受益証券 次のすべての要件を満たす場合

イ (略)

ロ 当該有価証券の譲渡により当該有価証券（当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行された令第一条の六第一号に規定する同種の新規発行証券を含む。）の所有者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者を除く。）の数の合計が五十名以上となる場合には、信託の受託者は当該譲渡の承諾をしない旨が信託契約において定められていること。

ハ（略）

六〃八（略）

4〃8（略）

（特定投資家向け売付け勧誘等に係る有価証券の譲渡に係る契約の内容）

第十三条の二 令第一条の八の二第一号ロ及び第二号ロに規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項（第二号に掲げる事項にあつては、当該契約の当事者が定めないこととした事項を除く。）とする。

一 当該買付けを行おうとする者が当該売付け勧誘等（法第二条第四項に規定する売付け勧誘等をいう。次号及び次条第一項第一号ロにおいて同じ。）に応じて買い付けた当該有価証券を特定投資家等以外の者に譲渡しないこと。

二 次に掲げる場合には、当該買付けを行おうとする者が当該売付け勧誘等に応じて買い付けた当該有価証券を特定投資家等以外の

ロ 当該有価証券の譲渡により当該有価証券（当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行された令第一条の六に規定する同種の新規発行証券を含む。）の所有者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者を除く。）の数の合計が五十名以上となる場合には、信託の受託者は当該譲渡の承諾をしない旨が信託契約において定められていること。

ハ（略）

六〃八（略）

4〃8（略）

（新設）



者に譲渡することができること。

イ 公開買付けに応じて株券等を公開買付者に対して譲渡する場合

ロ 令第二条の十二の二第二項第四号に規定する役員等に対して同号イからニまでに掲げる有価証券を譲渡する場合

ハ 当該有価証券の発行者又はその特定役員若しくは当該特定役員の被支配法人等に対して譲渡する場合

ニ 当該有価証券の発行者の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有する会社に対して譲渡する場合

2 第十一条の二第二項及び第三項の規定は、前項第二号ハに掲げる場合について準用する。

(特定投資家向け売付け勧誘等における有価証券の譲渡に関する制限等)

第十三条の三 令第一条の八の二第三号に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすこととする。

一 社債券及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第一号から第五号までに掲げる有価証券の性質を有するもの（新株予約権付社債券等及び同項第十七号に掲げる有価証券のうち新株予約権付社債券等の性質を有するものを除く。）、同項第十五号に掲げる有価証券（同項第十七号に掲げる有価証券で同項第十五

（新設）

号に掲げる有価証券の性質を有するものを含む。）、投資信託又は外国投資信託の受益証券、特定目的信託の受益証券（同項第十七号に掲げる有価証券のうち特定目的信託の受益証券の性質を有するものを含む。）、学校債券、抵当証券（同項第十七号に掲げる有価証券のうち抵当証券の性質を有するものを含む。）並びに受益証券発行信託の受益証券（同項第十七号に掲げる有価証券のうち受益証券発行信託の受益証券の性質を有するものを含む、次号に掲げるものを除く。）次に掲げるすべての要件

イ 当該有価証券及び当該有価証券と同一種類の他の有価証券が、法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券のいずれにも該当しないこと。

ロ 当該有価証券の売付け勧誘等を行う者と当該売付け勧誘等に応じて当該有価証券の買付けを行おうとする者との間において、前条第一項に規定する事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを買付けの条件として、売付け勧誘等が行われること。

二 有価証券信託受益証券 当該有価証券が前号に定める要件に該当し、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。

イ 受託有価証券が令第一条の八の二第一号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号イに定める場合に該当する場合

ロ 受託有価証券が令第一条の八の二第二号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号イに定める場合に該当する場合

ハ 受託有価証券が令第一条の八の二第一号及び第二号に掲げる有価証券以外の有価証券であって、当該有価証券及び当該有価

証券と同一種類の他の有価証券が法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券のいずれにも該当しない場合

三 法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券 当該有価証券が第一号に定める要件に該当し、かつ、次のいずれかの場合に該当するいつ。

イ 当該有価証券に表示されるオプションの行使により売買その他の取引の対象となる有価証券が令第一条の八の二第一号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号イに定める場合に該当する場合

ロ 当該有価証券に表示されるオプションの行使により売買その他の取引の対象となる有価証券が令第一条の八の二第二号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号イに定める場合に該当する場合

ハ 当該有価証券に表示されるオプションの行使により売買その他の取引の対象となる有価証券が令第一条の八の二第一号及び第二号に掲げる有価証券以外の有価証券であつて、当該有価証券及び当該有価証券と同一種類の他の有価証券が法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券のいずれにも該当しない場合

ニ 当該有価証券に表示されるオプションの行使により有価証券の売買その他の取引が行われない場合

四 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券 当該有価証券が第一号に定める要件に該当し、かつ、次のいずれかの場合に該当するいつ。

イ 当該有価証券に表示される権利が令第一条の八の二第一号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号イに定める場合に該当する場合

ロ 当該有価証券に表示される権利が令第一条の八の二第二号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号イに定める場合に該当する場合

ハ 当該有価証券に表示される権利が令第一条の八の二第一号及び第二号に掲げる有価証券以外の有価証券であつて、当該有価証券及び当該有価証券と同一種類の他の有価証券が法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券のいずれにも該当しない場合

ニ 当該有価証券に表示される権利の行使により有価証券の売買その他の取引が行われない場合

五 社債券（新株予約権付社債券等を除く。）及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で当該社債券の性質を有するもので、当該社債券の発行会社以外の会社が発行した有価証券により償還することができる旨の特約が付されているもの 当該有価証券が第一号に定める要件に該当し、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。

イ 当該償還により取得する有価証券が令第一条の八の二第一号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号イに定める場合に該当する場合

ロ 当該償還により取得する有価証券が令第一条の八の二第二号に掲げる有価証券に該当する場合で、同号イに定める場合に該

当する場合

ハ 当該償還により取得する有価証券が令第一条の八の二第一号及び第二号に掲げる有価証券以外の有価証券であつて、当該有価証券及び当該有価証券と同一種類の他の有価証券が法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券のいずれにも該当しない場合

六 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち令第一条の八の二第二号に掲げる有価証券の性質を有するもの 当該有価証券が第一号に定める要件に該当し、かつ、当該有価証券に表示された権利の行使により取得され、又は引き受けられ、若しくは転換されることとなる株券及び当該株券と同一種類の他の有価証券が法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券のいずれにも該当しないこと。

(専門的知識及び経験を有すると認められる者等)

第十五条 令第一条の八の四第一項第二号イに規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 四 (略)

2 令第一条の八の四第一項第二号ロに規定する内閣府令で定める金額は、十億円とする。

(金融商品取引業から除かれるもの)

第十六条 令第一条の八の四第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(専門的知識及び経験を有すると認められる者等)

第十五条 令第一条の八の三第一項第二号イに規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 四 (略)

2 令第一条の八の三第一項第二号ロに規定する内閣府令で定める金額は、十億円とする。

(金融商品取引業から除かれるもの)

第十六条 令第一条の八の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>一 (略)</p> <p>二 法第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為又は同項第四号に掲げる行為(媒介、取次ぎ又は代理に限る。以下この号において同じ。 )のうち、金融商品取引業者(投資運用業を行う者に限る。 )が関係外国運用業者の委託(当該関係外国運用業者が外国において行う投資運用業に係る運用(その指図を含む。 以下同じ。 )として行う有価証券の売買(デリバティブ取引に該当するものを除く。 以下同じ。 )又はデリバティブ取引に係るものに限る。 )を受けて行うもの(同項第二号又は第四号に掲げる行為にあつては、関係外国運用業者の委託を受けて行う同項第二号又は第四号に掲げる行為の相手方が金融商品取引業者等である場合に限る。 )</p> <p>三 十六 (略)</p> <p>四 (略)</p> | <p>一 (略)</p> <p>二 法第二条第八項第三号(同号イに係る部分に限る。 )に掲げる行為のうち、金融商品取引業者(投資運用業を行う者に限る。 )が関係外国運用業者の委託(当該関係外国運用業者が外国において行う投資運用業に係る運用(その指図を含む。 以下同じ。 )として行う有価証券の売買(デリバティブ取引に該当するものを除く。 以下同じ。 )又はデリバティブ取引に係るものに限る。 )を受けて行うもの</p> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

二 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（定義）</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 有価証券の売出し 法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（法第四条第一項第四号に掲げる有価証券の売出しを除く。）<br/>、法第四条第二項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）及び法第四条第三項に規定する特定投資家等取得有価証券一般勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。以下同じ。）をいう。</p> <p>五～七 （略）</p> <p>八 有価証券通知書 法第四条第六項に規定する通知書をいう。</p> <p>九～十一 （略）</p> <p>十二 届出仮目論見書 法第二十七条において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、当該目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項から第三項までの規定による届出が効力を生じる日前において使用するものをいう。</p> <p>十三～十五 （略）</p> | <p>（定義）</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 有価証券の売出し 法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（法第四条第一項第四号に掲げる有価証券の売出しを除く。）<br/>及び法第四条第二項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）をいう。</p> <p>五～七 （略）</p> <p>八 有価証券通知書 法第四条第五項に規定する通知書をいう。</p> <p>九～十一 （略）</p> <p>十二 届出仮目論見書 法第二十七条において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、当該目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が効力を生じる日前において使用するものをいう。</p> <p>十三～十五 （略）</p> |

十六 発行登録通知書 法第二十七条において準用する法第二十三条の八第四項において準用する法第四条第六項に規定する通知書をいう。

十七 二十三 (略)

二十四 特定投資家向け売付け勧誘等 法第二条第六項に規定する特定投資家向け売付け勧誘等をいう。

二十五 特定投資家向け有価証券 法第四条第三項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。

二十六 特定投資家向け取得勧誘 法第四条第三項第一号に規定する特定投資家向け取得勧誘をいう。

二十七 特定証券等情報 法第二十七条の三十三に規定する特定証券等情報をいう。

二十八 発行者等情報 法第二十七条の三十四に規定する発行者等情報をいう。

(届出を要しない有価証券の募集又は売出し)

第一条の二 発行者が外国債等の発行者である場合における法第四条第一項第五号に規定する発行価額又は売出価額の総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。

一 (略)

一の二 募集(金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。)第一条の六第一号で定める要件に

十六 発行登録通知書 法第二十七条において準用する法第二十三条の八第四項において準用する法第四条第五項に規定する通知書をいう。

十七 二十三 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(届出を要しない有価証券の募集又は売出し)

第一条の二 発行者が外国債等の発行者である場合における法第四条第一項第五号に規定する発行価額又は売出価額の総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。

一 (略)

一の二 募集(金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。)第一条の六で定める要件に該当す



該当することにより募集に該当することとなつた場合に限る。)に係る有価証券の発行価額の総額に、当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行された同条に規定する同種の新規発行証券の発行価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集

二〇五 (略)

(特定投資家向け有価証券から除かれる有価証券の範囲)

第一条の五 令第二条の十二の二第一項に規定する内閣府令で定める有価証券は、特定上場有価証券(法第二条第三十三項に規定する特定上場有価証券をいう。)で外国債等に該当するもの及び特定店頭売買有価証券(令第二条の十二の二第三項第二号に規定する特定店頭売買有価証券をいう。)で外国債等に該当するものとする。

(特定投資家向け有価証券に該当しない旨の承認の手続等)

第一条の六 令第二条の十二の二第一項に規定する有価証券で外国債等に該当するものの発行者が同項に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、これを関東財務局長に提出しなければならない。

- 一 申請時における当該外国債等の所有者の名簿の写し
- 二 当該承認申請書に記載された当該外国債等の発行者の代表者が、当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であること  
を証する書面

ることにより募集に該当することとなつた場合に限る。)に係る有価証券の発行価額の総額に、当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行された同条に規定する同種の新規発行証券の発行価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集

二〇五 (略)

(新設)

(新設)

三 当該外国債等の発行者が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を付与したことを証する書面

2 発行者が外国債等の発行者である場合における令第二条の十二の二第一項に規定する所有者の数は、申請のあつた日の属する会計年度又は事業年度（以下「会計年度等」という。）の直前会計年度等の末日及び直前会計年度等の開始の日前二年以内に開始した会計年度の末日において当該外国債等の保管の委託を受けている金融商品取引業者等（法第三十四条に規定する金融商品取引業者等という。）の有する当該外国債等の所有者の名簿に記載されている者（非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第十一條の十五第二項第二号ロ及び第十三条の二第四項において同じ。）を除く。）の数とする。

3 第一項各号に掲げる書類が日本語又は英語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（届出を要しない特定投資家向け有価証券の一般投資家向け勧誘）  
第一条の七 法第四条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、同項第三号に該当することとなつた外国債等の所有者（当該外国債等の発行者を除く。）が当該外国債等（同号に該当することとなつた日前から所有するものに限る。）について、当該日から起算して一年を経過する日までの間に特定投資家等取得有価証券一般勧誘を行う場合とする。

（新設）

(同一種類の有価証券)

第一条の八 法第四条第三項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義府令」という。）第十二条第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である外国債等とする。

(有価証券通知書)

第二条 法第四条第六項の規定により外国債等の発行者が提出する有価証券通知書は、第一号様式により作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

2 (略)

3 外国債等に係る法第四条第六項ただし書（法第二十七条において準用する法第二十三条の八第四項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める金額は、千万円とする。

(開示が行われている場合)

第三条の二 法第四条第七項に規定する内閣府令で定める場合は、当該有価証券が外国債等である場合には次に掲げる場合とする。

- 一 当該外国債等と同一の発行に係る外国債等について既に行われた売却し又は当該外国債等と同種の外国債等（定義府令第十二条第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事

(新設)

(有価証券通知書)

第二条 法第四条第五項の規定により外国債等の発行者が提出する有価証券通知書は、第一号様式により作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

2 (略)

3 外国債等に係る法第四条第五項ただし書（法第二十七条において準用する法第二十三条の八第四項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める金額は、千万円とする。

(開示が行われている場合)

第三条の二 法第四条第六項に規定する内閣府令で定める場合は、当該有価証券が外国債等である場合には次に掲げる場合とする。

- 一 当該外国債等と同一の発行に係る外国債等について既に行われた売却し又は当該外国債等と同種の外国債等（金融商品取引法第十二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四

項が当該外国債等と同一である他の外国債等をいう。以下この条において同じ。）について既に行われた募集若しくは売出しに関する法第四條第一項から第三項までの規定による届出がその効力を生じている場合（当該外国債等の発行者が法第二十七條において準用する法第二十四條第一項ただし書の規定の適用を受けている者である場合を除く。）

二・三（略）

（届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項）

第十條 法第二十七條において準用する法第十三條第二項第一号イ(2)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 届出目論見書 次に掲げる事項

イ 当該目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四條第一項から第三項までの規定による届出が行われている場合には、当該届出がその効力を生じている旨

ロ・ハ（略）

二 届出仮目論見書 次に掲げる事項

イ 当該仮目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四條第一項から第三項までの規定による届出が行われている場合には、当該届出をした日及び当該届出の効力が生じていない旨

号。以下「定義府令」という。）第十二條第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が当該外国債等と同一である他の外国債等をいう。以下この条において同じ。）について既に行われた募集若しくは売出しに関する法第四條第一項又は第二項の規定による届出がその効力を生じている場合（当該外国債等の発行者が法第二十七條において準用する法第二十四條第一項ただし書の規定の適用を受けている者である場合を除く。）

二・三（略）

（届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項）

第十條 法第二十七條において準用する法第十三條第二項第一号イ(2)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 届出目論見書

イ 当該目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四條第一項又は第二項の規定による届出が行われている場合には、当該届出がその効力を生じている旨

ロ・ハ（略）

二 届出仮目論見書

イ 当該仮目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四條第一項又は第二項の規定による届出が行われている場合には、当該届出をした日及び当該届出の効力が生じていない旨

い旨

ロ 当該届出仮目論見書に記載された内容につき訂正が行われることがある旨

ハ 前号ロ及びハに掲げる事項

2  
(略)

(既に開示された有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項)

第十一条 法第二十七条において準用する法第十三条第二項第一号ロ(2)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 届出目論見書 次に掲げる事項

イ 有価証券の売出しに係る目論見書の場合には、法第四条第一項から第三項までの規定による届出が行われていない旨

ロ・ハ (略)

二 届出仮目論見書 次に掲げる事項

イ 有価証券の売出しに係る仮目論見書の場合には、法第四条第一項から第三項までの規定による届出が行われていない旨

ロ・ハ (略)

2  
(略)

(特定投資家向け勧誘等に係る告知の方法等)

第十一条の十三の二 法第二十七条において準用する法第二十三条の

ロ 当該届出仮目論見書に記載された内容につき訂正が行われることがある旨

ハ 前号ロ及びハに掲げる事項

2  
(略)

(既に開示された有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項)

第十一条 法第二十七条において準用する法第十三条第二項第一号ロ(2)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 届出目論見書

イ 有価証券の売出しに係る目論見書の場合には、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われていない旨

ロ・ハ (略)

二 届出仮目論見書

イ 有価証券の売出しに係る仮目論見書の場合には、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われていない旨

ロ・ハ (略)

2  
(略)

(新設)

十三第三項各号に掲げる行為を行う者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、次項各号又は第三項各号に掲げる事項を告知しなければならない。

一 取引所金融商品市場（法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下この号において同じ。）において行う取引又はこれに密接に関連する取引に係る売付け勧誘等（同条第四項に規定する売付け勧誘等をいう。次号において同じ。）を行う場合 当該取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所を介して行う方法その他の当該金融商品取引所の定める規則において定める方法

二 店頭売買有価証券市場（法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下この号において同じ。）において行う取引又はこれに密接に関連する取引に係る売付け勧誘等を行う場合 当該店頭売買有価証券市場を開設する認可金融商品取引業協会を介して行う方法その他の当該認可金融商品取引業協会の定める規則において定める方法

三 前二号に掲げる場合以外の場合 自ら、又は他の者に委託して行う方法

2 法第二十七条において準用する法第二十三条の十三第三項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該特定投資家向け取得勧誘又は当該特定投資家向け売付け勧誘等に関し法第四条第一項から第三項までの規定による届出が行われていないこと。

二 当該特定投資家向け取得勧誘又は当該特定投資家向け売付け勧誘等に係る外国債等が特定投資家向け有価証券に該当し、又は該当することとなること。

三 当該特定投資家向け取得勧誘又は当該特定投資家向け売付け勧誘等に、それぞれ令第一条の五の二第二項第一号ロ若しくは第二号ロ若しくは定義府令第十一条の三第一号ロ又は令第一条の八の二第一号ロ若しくは第二号ロ若しくは定義府令第十三条の三第一号ロに規定する条件が付されている場合には、その内容

四 当該特定投資家向け取得勧誘又は当該特定投資家向け売付け勧誘等に係る外国債等の有価証券交付勧誘等について、法第四条第三項、第五項及び第六項の適用があること。

五 法第二十七条の三十一第二項の規定により当該特定投資家向け取得勧誘若しくは当該特定投資家向け売付け勧誘等に係る特定証券等情報若しくは当該特定投資家向け取得勧誘若しくは当該特定投資家向け売付け勧誘等に係る外国債等について既に行われた特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る特定証券等情報が公表されている場合又は法第二十七条の三十二第一項から第三項までの規定により発行者等情報が公表されている場合には、その旨及び公表の方法（当該公表に係るホームページアドレスを含む。）

六 当該外国債等の所有者に対し、法第二十七条の三十二の規定により発行者等情報の提供又は公表が行われること。

法第二十七条において準用する法第二十三条の十三第三項第二号

に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該有価証券交付勧誘等に係る外国債等が特定投資家向け有価証券に該当すること。

二 当該特定投資家向け有価証券に関して開示が行われている場合に該当しないこと。

三 当該有価証券交付勧誘等が第一条の七に規定する場合に該当するものとして行われる場合には、その旨

四 当該特定投資家向け有価証券の有価証券交付勧誘等について、法第四条第三項、第五項及び第六項の適用があること。

五 法第二十七条の三十一第二項の規定により当該有価証券交付勧誘等に係る外国債等について既に行われた特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る特定証券等情報が公表されている場合又は法第二十七条の三十二第一項から第三項までの規定により発行者等情報が公表されている場合には、その旨及び公表の方法（当該公表に係るホームページアドレスを含む。）

六 当該外国債等の所有者に対し、法第二十七条の三十二の規定により発行者等情報の提供又は公表が行われること。

（少数人数向け勧誘等に係る告知の内容等）

第十一条の十四 法第二十七条において準用する法第二十三条の第十三項に規定する内閣府令で定める事項は、当該有価証券の有価証券発行勧誘等が少数人数向け勧誘（同項に規定する少数人数向け勧誘を

（少数人数向け勧誘等に係る告知の内容等）

第十一条の十四 法第二十七条において準用する法第二十三条の第十三項に規定する内閣府令で定める事項は、当該有価証券の有価証券発行勧誘等が少数人数向け勧誘（同項に規定する少数人数向け勧誘を



いう。)に該当することにより当該有価証券発行勧誘等に関し法第四條第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一・二 (略)

2 法第二十七條において準用する法第二十三條の十三第四項に規定する内閣府令で定める金額は、一億円とする。

(海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等)

第十一條の十五 (略)

2 法第二十七條において準用する法第二十三條の十四第一項に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一 (略)

二 次のいずれかの場合に該当すること。

イ (略)

ロ 当該勧誘の相手方が適格機関投資家に該当し、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその買い付けた有価証券を金融商品取引業者又は非居住者に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わないことを約することを条件として勧誘を行う場合(イに掲げる場合を除く。)

いう。)に該当することにより当該有価証券発行勧誘等に関し法第四條第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一・二 (略)

2 法第二十七條において準用する法第二十三條の十三第三項に規定する内閣府令で定める金額は、一億円とする。

(海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等)

第十一條の十五 (略)

2 法第二十七條において準用する法第二十三條の十四第一項に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一 (略)

二 次のいずれかの場合に該当すること。

イ (略)

ロ 当該勧誘の相手方が適格機関投資家に該当し、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその買い付けた有価証券を金融商品取引業者又は非居住者(外国為替及び外国貿易法第六條第一項第六号に規定する非居住者をいう。第十三條の二第四項において同じ)に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わないことを約することを条件として勧誘を行う場合(イに掲げる場合を除く。)

|       |         |                       |                                                                                                                           |       |                                                            |                                                                        |                                                                                                           |                                                  |                                                                                              |                                |
|-------|---------|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| ハ (略) | 3ゝ8 (略) | (有価証券報告書の提出期限の承認の手続等) | 第十三条 法第二十七条において準用する法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券の発行者である外国債等の発行者が令第三条の四ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。 | 一 (略) | 二 当該有価証券報告書に係る会計年度等終了の日                                    | 三 当該有価証券報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由となる当該外国債等の発行者の本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由に関する事項 | 四 前号に規定する理由が本国の法令又は慣行である場合以外の場合には、第四項の規定による承認を受けた場合及び前号に規定する理由について消滅又は変更があつた場合に直ちにその旨を多数の者が知り得る状態に置くための方法 | 2  第四条の規定は、外国債等の発行者が前項に規定する承認申請書を提出する場合について準用する。 | 3  第一項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。                                                   | 一 第一項第三号に規定する理由が本国の法令又は慣行である場合 |
| ハ (略) | 3ゝ8 (略) | (有価証券報告書の提出期限の承認の手続等) | 第十三条 法第二十七条において準用する法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券の発行者である外国債等の発行者が令第三条の四ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。 | 一 (略) | 二 当該有価証券報告書に係る会計年度又は事業年度(以下この条及び第十四条の四において「会計年度等」という。)終了の日 | 三 当該有価証券報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由となる当該外国債等の発行者の本国の法令又は慣行に関する事項            | (新設)                                                                                                      | (新設)                                             | 2  第一項に規定する承認申請書には、当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門担当部局の責任者又は法律専門家の法律意見書及び当該法律 |                                |

には、当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門担当部局の責任者又は法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

二 第一項第三号に規定する理由が本国の法令又は慣行である場合以外の場合には、当該理由を証する書面

4 関東財務局長は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該外国債等の発行者が、その本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、有価証券報告書をその会計年度等経過後六月以内（当該会計年度等に係る有価証券報告書の提出に関して同項の承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）に提出できないと認めるときは、当該申請のあつた日の属する会計年度等（その日が会計年度等開始後六月以内（直前会計年度等に係る有価証券報告書の提出に関して当該承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）の日である場合には、その直前会計年度等）から当該申請に係る同項第三号に規定する事項について消滅又は変更があることとなる日の属する会計年度等の直前会計年度等までの各会計年度等に係る有価証券報告書について、承認をするものとする。

5 前項の規定による承認（第一項第三号に規定する理由が本国の法令又は慣行である場合に限る。）は、前項の外国債等の発行者が毎会計年度等経過後六月以内に次に掲げる事項を記載した書面を関東財務局長に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項を記載した書面については、当該書面提出

意見書に掲げられた関係法令の関係条文を添付しなければならない。

3 関東財務局長は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該外国債等の発行者が、その本国の法令又は慣行により、有価証券報告書をその会計年度等経過後六月以内に提出できないと認めるときは、当該申請のあつた日の属する会計年度等（その日が会計年度等開始後六月以内（直前会計年度等に係る有価証券報告書の提出に関して当該承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）の日である場合には、その直前会計年度等）から当該申請に係る同項第三号に規定する事項について消滅又は変更があることとなる日の属する会計年度等の直前会計年度等までの各会計年度等に係る有価証券報告書について、承認をするものとする。

4 前項の承認は、同項の外国債等の発行者が毎会計年度等経過後六月以内に次に掲げる事項を記載した書面を関東財務局長に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項を記載した書面については、当該書面提出前五年以内に提出されたものと同一内容のものである場合には、当該書面は提出しない

前五年以内に提出されたものと同一内容のものである場合には、当該書面は提出しないことができる。

一・二 (略)

6 第四項の規定による承認に係る第一項第三号に規定する理由について消滅又は変更があつた場合には、関東財務局長は、第四項の規定による承認に係る期間を変更し、又は当該承認を将来に向かつて取り消すことができる。

7 第三項各号に掲げる書類及び第五項各号に掲げる事項を記載した書面が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

(外国人報告書の提出期限の承認の手続等)

第十四条の四 法第二十七条において準用する法第二十四条第八項の規定により外国人報告書を提出しようとする報告書提出外国人が令第四条の二の二ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該外国人報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由となる当該報告書提出外国人の本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由に関する事項

四 前号に規定する理由が本国の法令又は慣行である場合以外の場合には、第四項の規定による承認を受けた場合及び同号に規定す

ことができる。

一・二 (略)

(新設)

5 第二項及び前項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

(外国人報告書の提出期限の承認の手続等)

第十四条の四 法第二十七条において準用する法第二十四条第八項の規定により外国人報告書を提出しようとする報告書提出外国人が令第四条の二の二ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該外国人報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由となる当該報告書提出外国人の本国の法令又は慣行に関する事項

(新設)

|                                                       |                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>る理由について消滅又は変更があつた場合に直ちにその旨を多数の者が知り得る状態に置くための方法</p> | <p>2<br/>第四条の規定は、報告書提出外国者が前項に規定する承認申請書を提出する場合について準用する。</p>                                                                           | <p>3<br/>第一項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 第一項第三号に規定する理由が本国の法令又は慣行である場合には、当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門担当部局の責任者又は法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文</p>                                                                                                                     | <p>二 第一項第三号に規定する理由が本国の法令又は慣行である場合以外の場合には、当該理由を証する書面</p> | <p>4<br/>関東財務局長は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該報告書提出外国者が、その本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、外国者報告書をその会計年度等経過後四月以内（当該会計年度等に係る外国者報告書の提出に関して同項の承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）に提出できないと認めるときは、当該申請のあつた日の属する会計年度等（その日が会計年度等開始後四月以内（直前会計年度等に係る外国者報告書の提出に関して当該承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内（その日である場合には、その直前会計年度等）から当該申請に係る同項第三号に規定する事項について消滅又は変更があることとなる</p> |
|                                                       | <p>2<br/>前項に規定する承認申請書には、当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門担当部局の責任者又は法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文を添付しなければならない。</p> | <p>3<br/>関東財務局長は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該報告書提出外国者が、その本国の法令又は慣行により、外国者報告書をその会計年度等経過後四月以内に提出できないと認めるときは、当該申請のあつた日の属する会計年度等（その日が会計年度等開始後四月以内（直前会計年度等に係る外国者報告書の提出に関して当該承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）の日である場合には、その直前会計年度等）から当該申請に係る同項第三号に規定する事項について消滅又は変更があることとなる日の属する会計年度等の直前会計年度等までの各会計年度等に係る外国者報告書について、承認するものとする。</p> |                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

日の属する会計年度等の直前会計年度等までの各会計年度等に係る  
外国者報告書について、承認するものとする。

5 前項の規定による承認（第一項第三号に規定する理由が本国の法令又は慣行である場合に限る。）は、前項の報告書提出外国者が毎会計年度等経過後四月以内に次に掲げる事項を記載した書面を関東財務局長に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項を記載した書面については、当該書面提出前五年以内に提出されたものと同一内容のものである場合には、当該書面は提出しないことができる。

一・二 （略）

6 第四項の規定による承認に係る第一項第三号に規定する理由について消滅又は変更があつた場合には、関東財務局長は、第四項の規定による承認に係る期間を変更し、又は当該承認を将来に向かつて取り消すことができる。

7 第三項各号に掲げる書類及び第五項各号に掲げる事項を記載した書面が日本語又は英語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（法第二十三条の十三第二項又は第五項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法）

第十八条の三 （略）

4 前項の承認は、同項の報告書提出外国者が毎会計年度等経過後四月以内に次に掲げる事項を記載した書面を関東財務局長に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項を記載した書面については、当該書面提出前五年以内に提出されたものと同一内容のものである場合には、当該書面は提出しないことができる。

一・二 （略）

（新設）

5 第二項に規定する書類及び前項各号に掲げる事項を記載した書面が日本語又は英語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（法第二十三条の十三第二項又は第四項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法）

第十八条の三 （略）

三 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（定義）</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〇十 （略）</p> <p>十一 有価証券の売出し 法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（法第四条第一項第四号に掲げる有価証券の売出しを除く。）</p> <p>（法第四条第二項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）</p> <p>（法第四条第三項に規定する特定投資家等取得有価証券一般勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。以下同じ。）及び特定組織再編成交付手続（法第二条の二第五項に規定する特定組織再編成交付手続をいう。以下同じ。）をいう。</p> <p>十二〇十五の二 （略）</p> <p>十六 届出仮目論見書 法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、当該目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項から第三項までの規定による届出が効力を生じる日前において使用するものをいう。</p> <p>十六の二〇十六の四 （略）</p> | <p>（定義）</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〇十 （略）</p> <p>十一 有価証券の売出し 法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（法第四条第一項第四号に掲げる有価証券の売出しを除く。）</p> <p>（同条第二項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）及び特定組織再編成交付手続（法第二条の二第五項に規定する特定組織再編成交付手続をいう。以下同じ。）をいう。</p> <p>十二〇十五の二 （略）</p> <p>十六 届出仮目論見書 法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、当該目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が効力を生じる日前において使用するものをいう。</p> <p>十六の二〇十六の四 （略）</p> |

|                                                                                                                 |                                                                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>十七 有価証券通知書 法第四條第六項の規定による通知書をいう。</p>                                                                          | <p>十七 有価証券通知書 法第四條第五項の規定による通知書をいう。</p>                                                                          |
| <p>十七の二 発行登録通知書 法第二十三條の八第四項（法第二十七條において準用する場合を含む。第十四條の十一において同じ。）において準用する法第四條第六項の規定による通知書をいう。<br/>十七の三〇三十一（略）</p> | <p>十七の二 発行登録通知書 法第二十三條の八第四項（法第二十七條において準用する場合を含む。第十四條の十一において同じ。）において準用する法第四條第五項の規定による通知書をいう。<br/>十七の三〇三十一（略）</p> |
| <p>三十二 特定投資家向け売付け勧誘等 法第二條第六項に規定する特定投資家向け売付け勧誘等をいう。</p>                                                          | <p>（新設）</p>                                                                                                     |
| <p>三十三 特定投資家向け有価証券 法第四條第三項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。</p>                                                              | <p>（新設）</p>                                                                                                     |
| <p>三十四 特定投資家向け取得勧誘 法第四條第三項第一号に規定する特定投資家向け取得勧誘をいう。</p>                                                           | <p>（新設）</p>                                                                                                     |
| <p>三十五 特定証券等情報 法第二十七條の三十三に規定する特定証券等情報をいう。</p>                                                                   | <p>（新設）</p>                                                                                                     |
| <p>三十六 発行者等情報 法第二十七條の三十四に規定する発行者等情報をいう。</p>                                                                     | <p>（新設）</p>                                                                                                     |
| <p>（届出を要しない有価証券の募集又は売出し）</p>                                                                                    | <p>（届出を要しない有価証券の募集又は売出し）</p>                                                                                    |
| <p>第二條（略）</p>                                                                                                   | <p>第二條（略）</p>                                                                                                   |
| <p>2（略）</p> <p>3 法第四條第一項第五号に規定する発行価額又は売出価額の総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、次に掲げるものの以外の募集又は売出しとする。</p>         | <p>2（略）</p> <p>3 法第四條第一項第五号に規定する発行価額又は売出価額の総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、次に掲げるものの以外の募集又は売出しとする。</p>         |



一・二 (略)

三 募集(令第一条の六第一号で定める要件に該当することにより募集に該当することとなつた場合に限る。)に係る有価証券の発行価額の総額に、当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行された同号に規定する同種の新規発行証券の発行価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集

四〇八 (略)

(特定投資家向け有価証券から除かれる有価証券の範囲)

第二条の五 令第二条の十二の二第一項に規定する内閣府令で定める有価証券は、特定上場有価証券(法第二条第三十三項に規定する特定上場有価証券をいう。以下同じ。)及び特定店頭売買有価証券(令第二条の十二の二第三項第二号に規定する特定店頭売買有価証券をいう。以下同じ。)とする。

(特定投資家向け有価証券に該当しない旨の承認の手続等)

第二条の六 令第二条の十二の二第一項に規定する有価証券の発行者が同項に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、これを財務局長等に提出しなければならない。

一 定款又はこれに準ずるもの

二 申請時における株主名簿(優先出資法に規定する優先出資者名簿を含み、当該有価証券が株券以外の有価証券である場合には、

一・二 (略)

三 募集(令第一条の六で定める要件に該当することにより募集に該当することとなつた場合に限る。)に係る有価証券の発行価額の総額に、当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行された同条に規定する同種の新規発行証券の発行価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集

四〇八 (略)

(新設)

(新設)

その所有者の名簿。次項第一号において同じ。）の写し

2| 令第二条の十二の二第一項に規定する所有者の数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるところにより計算した数とする。

一 内国会社の発行する有価証券 申請のあつた日の属する事業年度の直前事業年度の末日及び直前事業年度の開始の日前二年以内に開始した事業年度（次号において「基準事業年度」という。）すべての末日において株主名簿に記載され、又は記録されている者の数

二 外国会社の発行する有価証券 基準事業年度の末日において当該有価証券の保管の委託を受けている金融商品取引業者等（法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。以下同じ。）の有する当該有価証券の所有者の名簿に記載されている者（非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。以下同じ。）を除く。）の数

3| 第一項各号に掲げる書類が日本語又は英語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（届出を要しない特定投資家向け有価証券の一般投資家向け勧誘）  
第二条の七 法第四条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 当該特定投資家向け有価証券の発行者又はその役員（取締役、監査役、執行役、理事若しくは監事又はこれらに準ずる者をいう

（新設）

。）であり、かつ、当該発行者の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式若しくは出資を自己若しくは他人の名義をもつて所有する者（以下この条において「特定役員」という。若しくは当該特定役員の被支配法人等（当該発行者を除く。以下この条において同じ。）に対して特定投資家等取得有価証券一般勧誘を行う場合

二 当該特定投資家向け有価証券の発行者の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有する会社に対して特定投資家等取得有価証券一般勧誘を行う場合

三 法第四条第三項第三号に該当することとなつた有価証券の所有者（当該有価証券の発行者を除く。）が、当該有価証券（同号に該当することとなつた日前から所有するものに限り。）について、当該日から起算して一年を経過する日までの間に特定投資家等取得有価証券一般勧誘を行う場合

二 特定役員とその被支配法人等が合わせて他の法人等（法人その他の団体をいう。以下この条において同じ。）の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有する場合には、当該他の法人等は、当該特定役員の被支配法人等とみなして、前項第一号及びこの項の規定を適用する。

三 第一項第一号及び前項の「被支配法人等」とは、特定役員が他の法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式

又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有する場合における当該他の法人等をいう。

(同一種類の有価証券)

第二条の八 法第四条第三項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、定義府令第十二条第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である有価証券とする。

(届出書提出期限の特例)

第三条 法第四条第四項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の募集又は売出しを行う場合とする。

一 四 (略)

(有価証券通知書)

第四条 法第四条第六項の規定により提出する有価証券通知書は、内国会社にあつては第一号様式、外国会社にあつては第六号様式により作成し、財務局長等に提出しなければならない。

2・3 (略)

4 法第四条第六項ただし書に規定する内閣府令で定める金額は、千万円(当該有価証券が新株予約権証券である場合には、千万円から当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を控除した額。第十四条の十一第五項において同じ。)とする。

(新設)

(届出書提出期限の特例)

第三条 法第四条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の募集又は売出しを行う場合とする。

一 四 (略)

(有価証券通知書)

第四条 法第四条第五項の規定により提出する有価証券通知書は、内国会社にあつては第一号様式、外国会社にあつては第六号様式により作成し、財務局長等に提出しなければならない。

2・3 (略)

4 法第四条第五項ただし書に規定する内閣府令で定める金額は、千万円(当該有価証券が新株予約権証券である場合には、千万円から当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を控除した額。第十四条の十一第五項において同じ。)とする。

(開示が行われている場合)

第六条 法第四十七条に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該有価証券と同一の発行に係る有価証券について既に行われた売出し又は当該有価証券と同種の有価証券(定義府令第十二条第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が当該有価証券と同一である他の有価証券をいう。以下この条において同じ。)について既に行われた募集若しくは売出しに関する法第四条第一項から第三項までの規定による届出がその効力を生じている場合(当該有価証券の発行者が法第二十四条第一項ただし書の規定の適用を受けている者である場合を除く。)

二 四 (略)

(少額募集等に該当する有価証券の募集又は売出し)

第九条の二 法第五条第二項に規定する発行価額又は売出価額の総額が五億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、内国会社が行う有価証券の募集又は売出しのうち次の各号に掲げるものの以外のもとする。

一・二 (略)

三 募集(令第一条の六第一号で定める要件に該当することにより募集に該当することとなった場合に限る。)に係る有価証券の発行価額の総額に、当該有価証券の発行される日以前六月以内に発

(開示が行われている場合)

第六条 法第四十六条に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該有価証券と同一の発行に係る有価証券について既に行われた売出し又は当該有価証券と同種の有価証券(定義府令第十二条第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が当該有価証券と同一である他の有価証券をいう。以下この条において同じ。)について既に行われた募集若しくは売出しに関する法第四条第一項又は第二項の規定による届出がその効力を生じている場合(当該有価証券の発行者が法第二十四条第一項ただし書の規定の適用を受けている者である場合を除く。)

二 四 (略)

(少額募集等に該当する有価証券の募集又は売出し)

第九条の二 法第五条第二項に規定する発行価額又は売出価額の総額が五億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、内国会社が行う有価証券の募集又は売出しのうち次の各号に掲げるものの以外のもとする。

一・二 (略)

三 募集(令第一条の六で定める要件に該当することにより募集に該当することとなった場合に限る。)に係る有価証券の発行価額の総額に、当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行され

行された同号に規定する同種の新規発行証券の発行価額の総額を  
合算した金額が五億円以上となる場合における当該募集

四・五 (略)

(組込方式による有価証券届出書)

第九条の三 (略)

2 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、有価証券届出書を提出しようとする  
者が株式移転(当該者の最近事業年度に係る有価証券報告書の提出  
日前二年三月内に行われたものに限る。)により設立された株式移  
転設立完全親会社(会社法第七百七十三条第一項第一号に規定する  
株式移転設立完全親会社をいう。以下同じ。)であり、かつ、次に  
掲げる要件のいずれかに該当する場合には、法第五条第三項に規定  
する内閣府令で定める期間は、当該株式移転により株式移転完全子  
会社(会社法第七百七十三条第一項第五号に規定する株式移転完全  
子会社をいう。以下同じ。)となつた会社(以下この項において「  
当該株式移転完全子会社」という。)のうち、当該株式移転の日の  
前日において法第五条第四項各号に掲げる要件をすべて満たしてい  
た会社(以下この項及び第十条第一項第二号ハにおいて「適格株式  
移転完全子会社」という。)が当該株式移転の日前に提出した直近  
の有価証券報告書(適格株式移転完全子会社が二以上ある場合は最  
初に提出されたもの)の提出日から当該有価証券届出書を提出しよ  
うとする日までの期間とし、法第五条第三項に規定する有価証券報

た同条に規定する同種の新規発行証券の発行価額の総額を合算し  
た金額が五億円以上となる場合における当該募集

四・五 (略)

(組込方式による有価証券届出書)

第九条の三 (略)

2 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、有価証券届出書を提出しようとする  
者が株式移転(当該者の最近事業年度に係る有価証券報告書の提出  
日前二年三月内に行われたものに限る。)により設立された株式移  
転設立完全親会社(会社法第七百七十三条第一項第一号に規定する  
株式移転設立完全親会社をいう。以下同じ。)であり、かつ、次に  
掲げる要件のいずれかに該当する場合には、法第五条第三項に規定  
する内閣府令で定める期間は、当該株式移転により株式移転完全子  
会社(会社法第七百七十三条第一項第五号に規定する株式移転完全  
子会社をいう。以下同じ。)となつた会社(以下この項において「  
当該株式移転完全子会社」という。)のうち、当該株式移転の日の  
前日において法第五条第四項各号に掲げる要件をすべて満たしてい  
た会社(以下この項及び第十条第一項第二号ハにおいて「適格株式  
移転完全子会社」という。)が当該株式移転の日前に提出した直近  
の有価証券報告書(適格株式移転完全子会社が二以上ある場合は最  
初に提出されたもの)の提出日から当該有価証券届出書を提出しよ  
うとする日までの期間とし、同条第三項に規定する有価証券報告書

告書のうち内閣府令で定めるものは、当該期間中において適格株式移転完全子会社及び当該株式移転設立完全親会社が提出した有価証券報告書（前項に規定するものに限る。）とすることができる。

一・二 （略）

4 （略）

（参照方式による有価証券届出書）

第九条の四 （略）

2～4 （略）

5 法第五条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げる基準とする。

一 有価証券届出書を提出しようとする者が、本邦の金融商品取引所に上場されている株券（特定上場有価証券を除く。以下この項において「上場株券」という。）又は認可金融商品取引業協会に店頭売買有価証券として登録されている株券（特定店頭売買有価証券を除く。以下この項において「店頭登録株券」という。）を発行しており、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。

イ～ヘ （略）

二・三 （略）

（届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項）

第十三条 法第十三条第二項第一号イ(2)（法第二十七条において準用

のうち内閣府令で定めるものは、当該期間中において適格株式移転完全子会社及び当該株式移転設立完全親会社が提出した有価証券報告書（前項に規定するものに限る。）とすることができる。

一・二 （略）

4 （略）

（参照方式による有価証券届出書）

第九条の四 （略）

2～4 （略）

5 法第五条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げる基準とする。

一 有価証券届出書を提出しようとする者が、本邦の金融商品取引所に上場されている株券（以下この項において「上場株券」という。）又は認可金融商品取引業協会に店頭売買有価証券として登録されている株券（以下この項において「店頭登録株券」という。）を発行しており、かつ、次のいずれかの場合に該当すること。

イ～ヘ （略）

二・三 （略）

（届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項）

第十三条 法第十三条第二項第一号イ(2)（法第二十七条において準用

する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 届出目論見書 次に掲げる事項

イ 当該目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項から第三項までの規定による届出が行われている場合には、当該届出がその効力を生じている旨

ロ・ハ (略)

二 届出仮目論見書 次に掲げる事項

イ 当該届出仮目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項から第三項までの規定による届出が行われている場合には、当該届出をした日及び当該届出の効力が生じていない旨

ロ 当該届出仮目論見書に記載された内容につき、訂正が行われることがある旨

ハ 前号ロ及びハに掲げる事項

2 (略)

(既に開示された有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項)

第十四条 法第十三条第二項第一号ロ(2)(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 届出目論見書 次に掲げる事項

する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 届出目論見書

イ 当該目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われている場合には、当該届出がその効力を生じている旨

ロ・ハ (略)

二 届出仮目論見書

イ 当該届出仮目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われている場合には、当該届出をした日及び当該届出の効力が生じていない旨

ロ 当該届出仮目論見書に記載された内容につき、訂正が行われることがある旨

ハ 前号ロ及びハに掲げる事項

2 (略)

(既に開示された有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項)

第十四条 法第十三条第二項第一号ロ(2)(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 届出目論見書



イ 有価証券の売出しに係る目論見書の場合には、法第四条第一項から第三項までの規定による届出が行われていない旨

ロ・ハ (略)

二 届出仮目論見書 次に掲げる事項

イ 有価証券の売出しに係る仮目論見書の場合には、法第四条第一項から第三項までの規定による届出が行われていない旨

ロ・ハ (略)

2 (略)

(発行登録通知書の記載内容等)

第十四条の十一 法第二十三条の八第四項において準用する法第四条第六項の規定により提出する発行登録通知書は、内国会社にあつては第十三号様式、外国会社にあつては第十六号様式により作成し、財務局長等に提出しなければならない。

2 4 (略)

5 法第二十三条の八第四項において準用する法第四条第六項ただし書に規定する内閣府令で定める金額は、千万円とする。

(特定投資家向け勧誘等に係る告知の方法等)

第十四条の十四の二 法第二十三条の十三第三項各号に掲げる行為を行う者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、次項各号又は第三項各号に掲げる事項を告知しなければならない。

イ 有価証券の売出しに係る目論見書の場合には、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われていない旨

ロ・ハ (略)

二 届出仮目論見書

イ 有価証券の売出しに係る仮目論見書の場合には、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われていない旨

ロ・ハ (略)

2 (略)

(発行登録通知書の記載内容等)

第十四条の十一 法第二十三条の八第四項において準用する法第四条第五項の規定により提出する発行登録通知書は、内国会社にあつては第十三号様式、外国会社にあつては第十六号様式により作成し、財務局長等に提出しなければならない。

2 4 (略)

5 法第二十三条の八第四項において準用する法第四条第五項ただし書に規定する内閣府令で定める金額は、千万円とする。

(新設)

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>一 取引所金融商品市場（法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下この号において同じ。）において行う取引又はこれに密接に関連する取引に係る売付け勧誘等（同条第四項に規定する売付け勧誘等をいう。以下同じ。）を行う場合 当該取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所を介して行う方法その他の当該金融商品取引所の定める規則において定める方法</p> <p>二 店頭売買有価証券市場（法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下この号において同じ。）において行う取引又はこれに密接に関連する取引に係る売付け勧誘等を行う場合 当該店頭売買有価証券市場を開設する認可金融商品取引業協会を介して行う方法その他の当該認可金融商品取引業協会の定める規則において定める方法</p> <p>三 前二号に掲げる場合以外の場合 自ら、又は他の者に委託して行う方法</p> | <p>2 法第二十三条の十三第三項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一 当該特定投資家向け取得勧誘又は当該特定投資家向け売付け勧誘等に関し法第四条第一項から第三項までの規定による届出が行われていないこと。</p> <p>二 当該特定投資家向け取得勧誘又は当該特定投資家向け売付け勧誘等に係る有価証券が特定投資家向け有価証券に該当し、又は該当することとなること。</p> <p>三 当該特定投資家向け取得勧誘又は当該特定投資家向け売付け勧</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

誘等に、それぞれ令第一条の五の二第二項第一号ロ若しくは第二号ロ若しくは定義府令第十一条の三第一号ロ又は令第一条の八の二第一号ロ若しくは第二号ロ若しくは定義府令第十三条の三第一号ロに規定する条件が付されている場合には、その内容

四 当該特定投資家向け取得勧誘又は当該特定投資家向け売付け勧誘等に係る有価証券の有価証券交付勧誘等について、法第四条第三項、第五項及び第六項の適用があること。

五 法第二十七条の三十一第二項の規定により当該特定投資家向け取得勧誘若しくは当該特定投資家向け売付け勧誘等に係る特定証券等情報若しくは当該特定投資家向け取得勧誘若しくは当該特定投資家向け売付け勧誘等に係る有価証券について既に行われた特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る特定証券等情報が公表されている場合又は法第二十七条の三十二第一項から第三項までの規定により発行者等情報が公表されている場合には、その旨及び公表の方法（当該公表に係るホームページアドレスを含む。）

六 当該有価証券の所有者に対し、法第二十七条の三十二の規定により発行者等情報の提供又は公表が行われること。

3 法第二十三条の十三第三項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 当該有価証券交付勧誘等に係る有価証券が特定投資家向け有価証券に該当すること。

二 当該特定投資家向け有価証券に関して開示が行われている場合

に該当しないこと。

三 当該有価証券交付勧誘等が第二条の七第一項各号に掲げる場合に該当するものとして行われる場合には、その旨

四 当該特定投資家向け有価証券の有価証券交付勧誘等について、法第四条第三項、第五項及び第六項の適用があること。

五 法第二十七条の三十一第二項の規定により当該有価証券交付勧誘等に係る有価証券について既に行われた特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る特定証券等情報が公表されている場合又は法第二十七条の三十二第一項から第三項までの規定により発行者等情報が公表されている場合には、その旨及び公表の方法（当該公表に係るホームページアドレスを含む。）

六 当該有価証券の所有者に対し、法第二十七条の三十二の規定により発行者等情報の提供又は公表が行われること。

（少数人向け勧誘等に係る告知の内容等）

第十四条の十五 法第二十三条の十三第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する内閣府令で定める事項は、当該有価証券の有価証券発行勧誘等が少数人向け勧誘（法第二十三条の十三第四項に規定する少数人向け勧誘をいう。

）に該当することにより当該有価証券発行勧誘等に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる

（少数人向け勧誘等に係る告知の内容等）

第十四条の十五 法第二十三条の十三第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する内閣府令で定める事項は、当該有価証券の有価証券発行勧誘等が少数人向け勧誘（法第二十三条の十三第三項に規定する少数人向け勧誘をいう。

）に該当することにより当該有価証券発行勧誘等に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる

場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一・二 (略)

2 法第二十三条の十三第四項に規定する内閣府令で定める金額は、一億円とする。

(海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等)

第十四条の十六 (略)

2 法第二十三条の十四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一・二 (略)

三 次のいずれかの場合に該当すること。

イ (略)

ロ 当該勧誘の相手方が適格機関投資家に該当し、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその買い付けた有価証券を金融商品取引業者又は非居住者に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わないことを約することを条件として勧誘を行う場合（イに掲げる場合を除く。）

ハ (略)

3 8 (略)

場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一・二 (略)

2 法第二十三条の十三第三項に規定する内閣府令で定める金額は、一億円とする。

(海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等)

第十四条の十六 (略)

2 法第二十三条の十四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一・二 (略)

三 次のいずれかの場合に該当すること。

イ (略)

ロ 当該勧誘の相手方が適格機関投資家に該当し、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその買い付けた有価証券を金融商品取引業者又は非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第十六条第三項及び第十九条の四において同じ。）に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わないことを約することを条件として勧誘を行う場合（イに掲げる場合を除く。）

ハ (略)

3 8 (略)

(有価証券報告書等の提出期限の承認の手続等)

第十五条の二 法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券の発行者で

ある内国会社が同項本文に規定する承認を受けようとする場合には、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を、財務局長等に提出しなければならない。

一 当該有価証券報告書の提出に関して当該承認を受けようとする期間

二 当該有価証券報告書に係る事業年度終了の日

三 当該有価証券報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由

四 第三項の規定による承認を受けた場合及び前号に規定する理由について消滅又は変更があつた場合に直ちにその旨を多数の者が知り得る状態に置くための方法

2 前項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款又はこれに準ずるもの

二 前項第三号に規定する理由を証する書面

3 財務局長等は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該内国会社が、やむを得ない理由により有価証券報告書をその事業年度経過後三月以内（当該事業年度に係る有価証券報告書の提出に関して同項の承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）に提出できないと認めるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内（直前事業年度に係る有価証券報告書の提出に関して当該承認を受けている場合には、当該承

(新設)

認を受けた期間内）の日である場合には、その直前事業年度）から当該申請に係る同項第三号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの事業年度に係る有価証券報告書について、承認をするものとする。

4 前項の規定による承認に係る第一項第三号に規定する理由について消滅又は変更があつた場合には、財務局長等は、前項の規定による承認に係る期間を変更し、又は当該承認を将来に向かつて取り消すことができる。

（外国会社における有価証券報告書の提出期限の承認の手続等）

第十五条の二 法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券の発行者である外国会社が令第三条の四ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

一・二 （略）

三 当該有価証券報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由となる当該外国会社の本国の会社の計算に関する法令又は慣行その他やむを得ない理由に関する事項

四 前号に規定する理由が本国の会社の計算に関する法令又は慣行である場合以外の場合には、第四項の規定による承認を受けた場合及び同号に規定する理由について消滅又は変更があつた場合に直ちにその旨を多数の者が知り得る状態に置くための方法

2

（略）

（有価証券報告書の提出期限の承認の手続等）

第十五条の二 法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券の発行者である外国会社が令第三条の四ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

一・二 （略）

三 当該有価証券報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由となる当該外国会社の本国の会社の計算に関する法令又は慣行に関する事項

（新設）

2

（略）

|                                                                 |                                                                                                                                |                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                        |
|-----------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| <p>3 第一項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 三 (略)</p> | <p>四 第一項第三号に規定する理由が本国の会社の計算に関する法令又は慣行である場合には、当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文</p> | <p>五 第一項第三号に規定する理由が本国の会社の計算に関する法令又は慣行である場合以外の場合には、当該理由を証する書面</p> | <p>4 関東財務局長は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該外国会社が、その本国の会社の計算に関する法令又は慣行その他やむを得ない理由により有価証券報告書をその事業年度経過後六月以内（当該事業年度に係る有価証券報告書の提出に関して同項の承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）に提出できないと認めるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度（その日が事業年度開始後六月以内（直前事業年度に係る有価証券報告書の提出に関して当該承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）の日である場合には、その直前事業年度）から当該申請に係る同項第三号に規定する事項について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの各事業年度に係る有価証券報告書について、承認をするものとする。</p> | <p>5 前項の規定による承認（第一項第三号に規定する理由が本国の会</p> |
| <p>3 第一項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 三 (略)</p> | <p>四 当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文</p>                                         | <p>（新設）</p>                                                      | <p>4 関東財務局長は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該外国会社が、その本国の会社の計算に関する法令又は慣行により、有価証券報告書をその事業年度経過後六月以内に提出できないと認めるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度（その日が事業年度開始後六月以内（直前事業年度に係る有価証券報告書の提出に関して当該承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）の日である場合には、その直前事業年度）から当該申請に係る同項第三号に規定する事項について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの各事業年度に係る有価証券報告書について、承認をするものとする。</p>                                                               | <p>5 前項の承認は、同項の外国会社が毎事業年度経過後六月以内に次</p> |



社の計算に関する法令又は慣行である場合に限る。〕は、前項の外  
国会社が毎事業年度経過後六月以内に次の各号に掲げる事項を記載  
した書面を関東財務局長に提出することを条件として、行われるも  
のとする。ただし、第二号に掲げる事項を記載した書面については  
、当該書面提出前五年以内に提出されたものと同一内容のものであ  
る場合には、当該書面は提出しないことができる。

一・二 (略)

6 第四項の規定による承認に係る第一項第三号に規定する理由につ  
いて消滅又は変更があつた場合には、関東財務局長は、第四項の規  
定による承認に係る期間を変更し、又は当該承認を将来に向かつて  
取り消すことができる。

7 第三項及び第五項に掲げる書類が日本語をもつて記載したもの  
でないときは、その訳文を付さなければならない。

(有価証券の所有者の数から除かれる特定投資家の数)

第十五条の四 令第三条の六第四項及び第四条の十一第五項第一号に  
規定する特定投資家の数は、次の各号に掲げる者の数を合計した数  
とする。

一 当該有価証券の発行者の株主名簿、有価証券信託受益証券に係  
る受益権名簿、預託証券の所有者の名簿又は優先出資者名簿（以  
下この条において「株主名簿等」という。）に記載された法第二  
条第三十一項第一号から第三号までに掲げる者の数

二 当該有価証券の発行者の株主名簿等に記載された法第二条第三

の各号に掲げる事項を記載した書面を関東財務局長に提出すること  
を条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項  
を記載した書面については、当該書面提出前五年以内に提出され  
たものと同一内容のものである場合には、当該書面は提出しないこ  
とができる。

一・二 (略)

(新設)

6 第三項及び前項に掲げる書類が日本語をもつて記載したもの  
でないときは、その訳文を付さなければならない。

(新設)

十一項第四号に掲げる者（当該者が一以上の金融商品取引業者等から金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第五十三条第一号に規定する契約の種類に属する金融商品取引契約（法第三十四条に規定する金融商品取引契約をいう。次号において同じ。）に関し、法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者であることを当該発行者が知っている者を除く。）の数

三 当該有価証券の発行者の株主名簿等に記載された者（当該者が一以上の金融商品取引業者等から金融商品取引業等に関する内閣府令第五十三条第一号に規定する契約の種類に属する金融商品取引契約に関し、法第三十四条の三第四項（法第三十四条の四第四項で準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者であることを当該発行者が知っている者に限る。）の数

（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等）

#### 第十六条（略）

##### 2（略）

3 前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定するものとする。

##### 一（略）

二 外国会社の発行する有価証券 基準事業年度の末日において当該有価証券の保管の委託を受けている金融商品取引業者等の有す

（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等）

#### 第十六条（略）

##### 2（略）

3 前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定するものとする。

##### 一（略）

二 外国会社の発行する有価証券 基準事業年度の末日において当該有価証券の保管の委託を受けている金融商品取引業者の有する

る当該有価証券の所有者の名簿に記載されている者（非居住者を除く。）の数

4～6（略）

（有価証券報告書の提出を要しない場合）

第十六条の二 法第二十四条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、同条第一項本文の規定の適用を受けない会社（指定法人を含む。）の発行する有価証券が同項第三号に掲げる有価証券に該当することとなつた場合で、次のいずれかに掲げるときとする。

一（略）

二 当該有価証券がその募集又は売出しにつき法第四條第一項本文、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受けることにより、法第五條第一項の規定により提出された届出書に、当該届出書が提出された日の属する事業年度の直前事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務諸表をいう。）又は財務書類（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務書類のうち外国会社が提出するものをいう。）が掲げられているとき。

（有価証券報告書の添付書類）

第十七条 法第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により有価証券報告書に添付すべき書類として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

当該有価証券の所有者の名簿に記載されている者（非居住者を除く。）の数

4～6（略）

（有価証券報告書の提出を要しない場合）

第十六条の二 法第二十四条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、同条第一項本文の規定の適用を受けない会社（指定法人を含む。）の発行する有価証券が同項第三号に掲げる有価証券に該当することとなつた場合で、次のいずれかに掲げるときとする。

一（略）

二 当該有価証券がその募集又は売出しにつき法第四條第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受けることにより、法第五條第一項の規定により提出された届出書に、当該届出書が提出された日の属する事業年度の直前事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務諸表をいう。）又は財務書類（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務書類のうち外国会社が提出するものをいう。）が掲げられているとき。

（有価証券報告書の添付書類）

第十七条 法第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により有価証券報告書に添付すべき書類として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

ただし、第一号イ若しくはハからヘまで又は第二号ホに掲げる書類（以下この条において「定款等」という。）については、定款等を添付して提出することとされている有価証券報告書の提出日前五年以内に法第二十四条第六項の規定により添付して提出されたもの（以下この条において「前添付書類」という。）がある場合には、定款等と前添付書類とで異なる内容の部分とする。

一 内国会社 次に掲げる事項

イ 定款（財団たる内国会社である場合は、その寄附行為）

ロ 第十六条第五項第二号に掲げる書類

ハ その募集又は売出しについて法第四条第一項本文、第二項本文若しくは第三項本文又は法第二十三条の八第一項本文（法第二十七条において準用する場合を含む。次号において同じ。）の適用を受けた社債等又はコマースヤル・ペーパーについて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

(1) 保証会社の定款（法人以外の組合等である場合は、組合契約に係る契約書の写し）及び当該保証を行うための取締役会の決議等又は株主総会の決議に係る当該取締役会の議事録等の写し又は当該株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

(2) 当該保証の内容を記載した書面

ニ 当該有価証券がカバードワラントであつて当該カバードワラントに表示されるオプションに係る契約が締結されている場合には、契約書の写し

ただし、第一号イ若しくはハからヘまで又は第二号ホに掲げる書類（以下この条において「定款等」という。）については、定款等を添付して提出することとされている有価証券報告書の提出日前五年以内に法第二十四条第六項の規定により添付して提出されたもの（以下この条において「前添付書類」という。）がある場合には、定款等と前添付書類とで異なる内容の部分とする。

一 内国会社

イ 定款（財団たる内国会社である場合は、その寄附行為）

ロ 第十六条第五項第二号に掲げる書類

ハ その募集又は売出しについて法第四条第一項若しくは第二項本文又は法第二十三条の八第一項本文（法第二十七条において準用する場合を含む。次号において同じ。）の適用を受けた社債等又はコマースヤル・ペーパーについて保証が付されている場合には、次に掲げる書面

(1) 保証会社の定款（法人以外の組合等である場合は、組合契約に係る契約書の写し）及び当該保証を行うための取締役会の決議等又は株主総会の決議に係る当該取締役会の議事録等の写し又は当該株主総会の議事録の写しその他の当該保証を行うための手続がとられたことを証する書面

(2) 当該保証の内容を記載した書面

ニ 当該有価証券がカバードワラントであつて当該カバードワラントに表示されるオプションに係る契約が締結されている場合には、契約書の写し

(略)

- ホ 当該有価証券が有価証券信託受益証券である場合には、当該有価証券信託受益証券の発行に関して締結された信託契約その他主要な契約の写し
- ヘ 当該有価証券が預託証券である場合には、当該預託証券の発行に関して締結された預託契約その他主要な契約の契約書の写し
- 二 外国会社 次に掲げる事項
- イ 前号に掲げる書類
- ロ 当該有価証券報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面
- ハ 当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券報告書の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面
- ニ 当該有価証券報告書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書
- ホ その募集又は売出しについて法第四条第一項本文、第二項本文若しくは第三項本文又は法第二十三条の八第一項本文の規定の適用を受けた社債等がある場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

(略)

- ホ 当該有価証券が有価証券信託受益証券である場合には、当該有価証券信託受益証券の発行に関して締結された信託契約その他主要な契約の写し
- ヘ 当該有価証券が預託証券である場合には、当該預託証券の発行に関して締結された預託契約その他主要な契約の契約書の写し
- 二 外国会社
- イ 前号に掲げる書類
- ロ 当該有価証券報告書に記載された当該外国会社の代表者が当該有価証券報告書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面
- ハ 当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該有価証券報告書の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面
- ニ 当該有価証券報告書に記載された法令に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書
- ホ その募集又は売出しについて法第四条第一項若しくは第二項本文又は法第二十三条の八第一項本文の規定の適用を受けた社債等がある場合には、当該外国会社が債権の管理その他債権者のための行為又は当該外国会社のための行為をする職務を委託する契約の契約書及び元利金の支払に関する契約書の写し

(外国会社報告書の提出期限の承認の手続等)

第十七条の四 法第二十四条第八項の規定により外国会社報告書を提出しようとする報告書提出外国会社が令第四条の二の二ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該外国会社報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由となる当該報告書提出外国会社の本国の会社の計算に関する法令又は慣行その他やむを得ない理由に関する事項

四 前号に規定する理由が本国の会社の計算に関する法令又は慣行である場合以外の場合には、第四項の規定による承認を受けた場合及び同号に規定する理由について消滅又は変更があつた場合に直ちにその旨を多数の者が知り得る状態に置くための方法

2 (略)

3 第一項に規定する承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・三 (略)

四 第一項第三号に規定する理由が本国の会社の計算に関する法令又は慣行である場合には、当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

(外国会社報告書の提出期限の承認の手続等)

第十七条の四 法第二十四条第八項の規定により外国会社報告書を提出しようとする報告書提出外国会社が令第四条の二の二ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該外国会社報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由となる当該報告書提出外国会社の本国の会社の計算に関する法令又は慣行に関する事項

(新設)

2 (略)

3 第一項に規定する承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・三 (略)

四 当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

五 第一項第三号に規定する理由が本国の会社の計算に関する法令

又は慣行である場合以外の場合には、当該理由を証する書面

4 関東財務局長は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該報告書提出外国会社が、その本国の会社の計算に関する法令又は慣行その他やむを得ない理由により、外国会社報告書をその事業年度経過後四月以内（当該事業年度に係る外国会社報告書の提出に關して同項の承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）に提出できないと認めるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度（その日が事業年度開始後四月以内（直前事業年度に係る外国会社報告書の提出に關して当該承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）の日である場合には、その直前事業年度）から当該申請に係る同項第三号に規定する事項について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの各事業年度に係る外国会社報告書について、承認をするものとする。

5 前項の規定による承認（第一項第三号に規定する理由が本国の会社の計算に関する法令又は慣行である場合に限る。）は、前項の報告書提出外国会社が毎事業年度経過後四月以内に次に掲げる事項を記載した書面を関東財務局長に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項を記載した書面については、当該書面提出前五年以内に提出されたものと同一内容のものである場合には、当該書面は提出しないことができる。

一・二 （略）

6 第四項の規定による承認に係る第一項第三号に規定する理由につ

（新設）

4 関東財務局長は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該報告書提出外国会社が、その本国の会社の計算に関する法令又は慣行により、外国会社報告書をその事業年度経過後四月以内に提出できないと認めるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度（その日が事業年度開始後四月以内（直前事業年度に係る外国会社報告書の提出に關して当該承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）の日である場合には、その直前事業年度）から当該申請に係る同項第三号に規定する事項について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの各事業年度に係る外国会社報告書について、承認をするものとする。

5 前項の承認は、同項の報告書提出外国会社が毎事業年度経過後四月以内に次に掲げる事項を記載した書面を関東財務局長に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項を記載した書面については、当該書面提出前五年以内に提出されたものと同一内容のものである場合には、当該書面は提出しないことができる。

一・二 （略）

（新設）

いて消滅又は変更があつた場合には、関東財務局長は、第四項の規定による承認に係る期間を変更し、又は当該承認を将来に向かつて取り消すことができる。

7 第三項各号に掲げる書類及び第五項各号に掲げる事項を記載した書面が日本語又は英語によつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

(四半期報告書の提出期限の承認の手続等)

第十七条の十五の二 法第二十四条の四の七第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。 )の規定により四半期報告書を提出しなければならない者が同項(法第二十七条において準用する場合を含む。 )の承認を受けようとする場合又は法第二十四条の五第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。 )の規定により半期報告書を提出しなければならない者が同項(法第二十七条において準用する場合を含む。 )の承認を受けようとする場合には、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を、財務局長等に提出しなければならない。

一 当該四半期報告書又は半期報告書(以下この条において「四半期報告書等」という。 )の提出に関して当該承認を受けようとする期間

二 当該四半期報告書等を提出すべき期間の末日(以下この条において「提出期限」という。 )

三 当該四半期報告書等の提出に関して当該承認を必要とする理由

6 第三項各号に掲げる書類及び前項各号に掲げる事項を記載した書面が日本語又は英語によつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

(新設)



|                                                                                  |                                                    |                                                  |                                                    |                                                                                               |                                                                                                           |                                                                                                                  |                                                                                                    |
|----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|--------------------------------------------------|----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>四 第四項の規定による承認を受けた場合及び前号に規定する理由について消滅又は変更があつた場合に直ちにその旨を多数の者が知り得る状態に置くための方法</p> | <p>2 第七条の規定は、外国会社が前項に規定する承認申請書を提出する場合について準用する。</p> | <p>3 第一項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> | <p>一 定款又はこれに準ずるもの</p> <p>二 第一項第三号に規定する理由を証する書面</p> | <p>三 当該承認申請書を提出する者が外国会社である場合には、当該承認申請書に記載された当該外国会社の代表者が当該承認申請書の提出に關し正当な権限を有する者であることを証する書面</p> | <p>四 当該承認申請書を提出する者が外国会社である場合には、当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に關する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面</p> | <p>4 財務局長等は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該者が、やむを得ない理由により四半期報告書をその提出期限までに提出できないと認めるときは、当該申請に係る四半期報告書等について、承認をするものとする。</p> | <p>5 前項の規定による承認に係る第一項第三号に規定する理由について消滅又は変更があつた場合には、財務局長等は、前項の規定による承認に係る期間を変更し、又は当該承認を将来に向かつて取り消</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|--------------------------------------------------|----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|

することができ。

6 第三項各号に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

(臨時報告書の記載内容)

第十九条 (略)

2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社(指定法人を含む。)は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一 提出会社が発行者である有価証券(新株予約権付社債券(株式買取権等が付与されている社債券を含む。以下この号において同じ。))以外の社債券、社会医療法人債券、学校債券、学校貸付債権、コーポラル・ペーパー、外国譲渡性預金証書、有価証券信託受益証券(株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券を受託有価証券とするものを除く。))、預託証券(株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券に係る権利を表示するものを除く。))及びカバードワラントを除く。以下この条において同じ。))の募集(五十名未満の者を相手方として行うものを除く。以下この号及び第四項において同じ。))又は売出し(法第二条第四項に規定する売出しをいう。以下この号及び第四項において同じ。))のうち発行価額又は売価額の総額が一億円以上であるものが本邦

(臨時報告書の記載内容)

第十九条 (略)

2 法第二十四条の五第四項の規定により臨時報告書を提出すべき会社(指定法人を含む。)は、内国会社にあつては第五号の三様式、外国会社にあつては第十号の二様式により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した臨時報告書三通を作成し、財務局長等に提出しなければならない。

一 提出会社が発行者である有価証券(新株予約権付社債券(株式買取権等が付与されている社債券を含む。以下この号において同じ。))以外の社債券、社会医療法人債券、学校債券、学校貸付債権、コーポラル・ペーパー、外国譲渡性預金証書、有価証券信託受益証券(株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券を受託有価証券とするものを除く。))、預託証券(株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券に係る権利を表示するものを除く。))及びカバードワラントを除く。以下この条において同じ。))の募集(五十名未満の者を相手方として行うものを除く。以下この号及び第四項において同じ。))又は売出し(法第二条第四項に規定する売出しをいう。以下この号及び第四項において同じ。))のうち発行価額又は売価額の総額が一億円以上であるものが本邦

以外の地域において開始された場合

イ (略)

ロ 次に掲げる有価証券の区分に応じ、次に定める事項

(1) 株券

(i) (iii) (略)

(iv) 株式の内容

(2) 新株予約権証券

(i) (iii) (略)

(iv) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

(v) (ix) (略)

(3) 新株予約権付社債券

(i) (v) (略)

(vi) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

(vii) (xiii) (略)

ハ又 (略)

二 (略)

二の二 法第四条第一項第一号（令第二条の十二に規定する場合に限る。）の規定により募集又は売出しの届出を要しないこととなる新株予約権証券の取得勧誘（法第二条第三項に規定する取得勧誘をいう。以下同じ。）又は売付け勧誘等のうち発行価額又は売価額の総額が一億円以上であるものにつき取締役会の決議等又は株主総会の決議があつた場合

以外の地域において開始された場合

イ (略)

ロ 次に掲げる有価証券の区分に応じ、次に定める事項

(1) 株券

(i) (iii) (略)

(新設)

(2) 新株予約権証券

(i) (iii) (略)

(iv) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

(v) (ix) (略)

(3) 新株予約権付社債券

(i) (v) (略)

(vi) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

(vii) (xiii) (略)

ハ又 (略)

二 (略)

二の二 法第四条第一項第一号（令第二条の十二に規定する場合に限る。）の規定により募集又は売出しの届出を要しないこととなる新株予約権証券の取得勧誘（法第二条第三項に規定する取得勧誘をいう。以下同じ。）又は売付け勧誘等（法第二条第四項に規定する売付け勧誘をいう。以下同じ。）のうち発行価額又は売価額の総額が一億円以上であるものにつき取締役会の決議等又は株主総会の決議があつた場合

|                         |                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                         |                            |
|-------------------------|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|----------------------------|
| イホ<br>(略)<br>三十九<br>(略) | 3<br>3<br>6<br>(略) | 7<br>第二項第一号ロ(1)(iv)、(2)(iv)及び(3)(vi)（これらの規定を第三項において準用する場合を含む。）に規定する株式の内容は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める内容とする。<br>一 提出会社が種類株式発行会社（会社法第二十三条に規定する種類株式発行会社をいう。）である場合 次に掲げる事項<br>イ 会社法第八十八条第一項各号に掲げる事項について定款、株主総会の決議又は取締役会の決議等により定めた内容<br>ロ 単元株式数（株式の種類ごとに異なる単元株式数の定めがある場合には、その旨及びその理由並びに他の種類の株式に係る単元株式数を含む。）<br>ハ 会社法第二百二十二条第一項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定めた場合には、その旨<br>ニ 他の種類の株式であつて、議決権の有無又はその内容に差異があるものについての定めを定款に定めている場合には、その旨及びその理由 | イホ<br>(略)<br>三十九<br>(略) | 3<br>3<br>6<br>(略)<br>(新設) |
| 8<br>8<br>9<br>(略)      | 7<br>7<br>8<br>(略) | 二 前号に掲げる場合以外の場合 会社が、発行する全部の株式の内容として会社法第七十七条第一項各号に掲げる事項を定款に定めている場合には、当該事項について定款に定めた内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                         |                            |

(外国親会社等に係る親会社等状況報告書の提出期限の承認の手続等)

第十九条の六 法第二十四条の七第一項に規定する親会社等状況報告書を提出すべき外国親会社等が令第四条の五ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を財務局長等に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該親会社等状況報告書の提出に關して当該承認を必要とする理由となる当該外国親会社等の本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由に關する事項

四 前号に規定する理由が本国の法令又は慣行である場合以外の場合には、第四項の規定による承認を受けた場合及び同号に規定する理由について消滅又は変更があつた場合に直ちにその旨を多数の者が知り得る状態に置くための方法

2 (略)

3 第一項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・三 (略)

四 第一項第三号に規定する理由が本国の法令又は慣行である場合には、当該承認申請書に記載された法令又は慣行に關する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の關係条文

五 第一項第三号に規定する理由が本国の法令又は慣行である場合

(外国親会社等に係る親会社等状況報告書の提出期限の承認の手続等)

第十九条の六 法第二十四条の七第一項に規定する親会社等状況報告書を提出すべき外国親会社等が令第四条の五ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を財務局長等に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該親会社等状況報告書の提出に關して当該承認を必要とする理由となる当該外国親会社等の本国の法令又は慣行に關する事項

(新設)

2 (略)

3 第一項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・三 (略)

四 当該承認申請書に記載された法令又は慣行に關する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の關係条文

(新設)

以外の場合には、当該理由を証する書面

4 財務局長等は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該外国親会社等が、その本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により親会社等状況報告書をその事業年度経過後三月以内（当該事業年度に係る親会社等状況報告書の提出に関して同項の承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）に提出できないと認めるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内（直前事業年度に係る親会社状況等報告書の提出に関して当該承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）の日である場合には、その直前事業年度）から当該申請に係る同項第三号に規定する事項について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの各事業年度に係る親会社状況等報告書について、承認をするものとする。

5 前項の規定による承認（第一項第三号に規定する理由が本国の法令又は慣行である場合に限る。）は、前項の外国親会社等が毎事業年度経過後三月以内に次の各号に掲げる事項を記載した書面を財務局長等に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項を記載した書面については、当該書面提出前五年以内に提出されたものと同一内容のものである場合には、当該書面は提出しないことができる。

一・二 （略）

6 第四項の規定による承認に係る第一項第三号に規定する理由について消滅又は変更があつた場合には、財務局長等は、第四項の規定

4 財務局長等は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該外国親会社等が、その本国の法令又は慣行により、親会社等状況報告書をその事業年度経過後三月以内に提出できないと認めるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内（直前事業年度に係る親会社状況等報告書の提出に関して当該承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）の日である場合には、その直前事業年度）から当該申請に係る同項第三号に規定する事項について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの各事業年度に係る親会社状況等報告書について、承認をするものとする。

5 前項の承認は、同項の外国親会社等が毎事業年度経過後三月以内に次の各号に掲げる事項を記載した書面を財務局長等に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項を記載した書面については、当該書面提出前五年以内に提出されたものと同一内容のものである場合には、当該書面は提出しないことができる。

一・二 （略）

（新設）

|                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>           7  第三項及び第五項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。<br/>           (法第二十三条の十三第二項又は第五項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)<br/>           第二十三条の三 (略)         </p> | <p>           6  第三項及び前項に掲げる書類が日本語によつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。<br/>           (法第二十三条の十三第二項又は第四項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)<br/>           第二十三条の三 (略)         </p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

四 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～十一 (略)</p> <p>十二 有価証券の売出し 法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（法第四条第一項第四号に規定する有価証券の売出しを除く。）<u>、法第四条第二項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）</u>、法第四条第三項に規定する特定投資家等取得有価証券一般勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。以下同じ。）及び特定組織再編成交付手続（法第二条の二第五項に規定する特定組織再編成交付手続をいう。以下同じ。）をいう。</p> <p>十三～十五 (略)</p> <p>十六 有価証券通知書 法<u>第四条第六項</u>に規定する通知書をいう。</p> <p>十七・十八 (略)</p> <p>十九 届出仮目論見書 法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、当該目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項から第三項までの規定による届出が効力を生じる日</p> | <p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～十一 (略)</p> <p>十二 有価証券の売出し 法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（法第四条第一項第四号に規定する有価証券の売出しを除く。）<u>、同条第二項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）</u>及び特定組織再編成交付手続（法第二条の二第五項に規定する特定組織再編成交付手続をいう。以下同じ。）をいう。</p> <p>十三～十五 (略)</p> <p>十六 有価証券通知書 法<u>第四条第五項</u>に規定する通知書をいう。</p> <p>十七・十八 (略)</p> <p>十九 届出仮目論見書 法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、当該目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が効力を生じる日前に</p> |



前において使用するものをいう。

十九の二、十九の四（略）

十九の五 発行登録通知書 法第二十三条の八第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十八条の八において同じ。）において準用する法第四条第六項の規定による通知書をいう。

十九の六、二十四（略）

二十五 特定投資家向け売付け勧誘等 法第二条第六項に規定する特定投資家向け売付け勧誘等をいう。

二十六 特定投資家向け有価証券 法第四条第三項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。

二十七 特定投資家向け取得勧誘 法第四条第三項第一号に規定する特定投資家向け取得勧誘をいう。

二十八 特定証券等情報 法第二十七条の三十三に規定する特定証券等情報をいう。

二十九 発行者等情報 法第二十七条の三十四に規定する発行者等情報をいう。

（届出を要しない有価証券の募集又は売出し）

第二条 発行者が特定有価証券の発行者である場合における法第四条第一項第五号に規定する発行価額又は売出価額の総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、次に掲げるものの以外の当該募集又は売出しとする。

一 募集又は売出しに係る特定有価証券の発行価額又は売出価額の

において使用するものをいう。

十九の二、十九の四（略）

十九の五 発行登録通知書 法第二十三条の八第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十八条の八において同じ。）において準用する法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十九の六、二十四（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（届出を要しない有価証券の募集又は売出し）

第二条 発行者が特定有価証券の発行者である場合における法第四条第一項第五号に規定する発行価額又は売出価額の総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、次に掲げるものの以外の当該募集又は売出しとする。

一 募集又は売出しに係る特定有価証券の発行価額又は売出価額の

総額に、当該募集又は売出しを開始する日前一年以内に行われた募集又は売出し（法第四条第一項から第三項までの規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。）に係る当該特定有価証券と同一の種類の特定有価証券の発行価額又は売出価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集又は売出し

二 募集（令第一条の六第一号で定める要件に該当することにより募集に該当することとなった場合に限る。）に係る有価証券の発行価額の総額に、当該有価証券の発行される日前六月以内に発行された同号に規定する同種の新規発行証券の発行価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集

（特定投資家向け有価証券から除かれる有価証券の範囲）

第四条の二 令第二条の十二の二第一項に規定する内閣府令で定める有価証券は、特定上場有価証券（法第二条第三十三項に規定する特定上場有価証券をいう。）で特定有価証券に該当するもの（第十一条の三第四項において「特定上場特定有価証券」という。）及び特定店頭売買有価証券（令第二条の十二の二第三項第二号に規定する特定店頭売買有価証券をいう。）で特定有価証券に該当するもの（第十一条の三第四項において「特定店頭売買特定有価証券」という。）とする。

総額に、当該募集又は売出しを開始する日前一年以内に行われた募集又は売出し（法第四条第一項又は第二項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。）に係る当該特定有価証券と同一の種類の特定有価証券の発行価額又は売出価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集又は売出し

二 募集（令第一条の六で定める要件に該当することにより募集に該当することとなった場合に限る。）に係る有価証券の発行価額の総額に、当該有価証券の発行される日前六月以内に発行された同条に規定する同種の新規発行証券（令第一条の六において規定する同種の新規発行証券をいう。）の発行価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集

（新設）

(特定投資家向け有価証券に該当しない旨の承認申請書の提出の手  
続等)

第四条の三 令第二条の十二の二第一項に規定する有価証券で特定有

価証券に該当するものの発行者が同項に規定する承認を受けようと  
する場合には、承認申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、これ  
を財務局長等に提出しなければならない。

一 定款、約款若しくは規約、信託契約書若しくは組合契約書又は  
これらに準ずる書類

二 申請時における当該特定有価証券の所有者の名簿の写し

2 令第二条の十二の二第一項に規定する所有者の数は、次の各号に  
掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるところにより  
計算した数とする。

一 内国特定有価証券 申請のあった日の属する特定期間(第二十  
三条に規定する期間をいう。以下同じ。)の直前特定期間の末日  
及び直前特定期間の開始の日前二年以内に開始した特定期間(次  
号において「基準特定期間」という。)すべての末日において当  
該特定有価証券の所有者の名簿に記載され、又は記録されている  
者の数

二 外国特定有価証券 基準特定期間の末日において当該特定有価  
証券の保管の委託を受けている金融商品取引業者等(法第三十四  
条に規定する金融商品取引業者等をいう。)の有する当該特定有  
価証券の所有者の名簿に記載されている者(非居住者(外国為替  
及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。)

(新設)

第二十一条第二項第三号ロ及び第二十五条第四項において同じ。

（を除く。）の数

3 第一項各号に掲げる書類が日本語又は英語をもって記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（届出を要しない特定投資家向け有価証券の一般投資家向け勧誘）

第四条の四 発行者が特定有価証券の発行者である場合における法第四條第三項に規定する内閣府令で定める場合は、同項第三号に該当することとなった特定有価証券の所有者（当該特定有価証券の発行者を除く。）が当該特定有価証券（同号に該当することとなった日前から所有するものに限る。）について、当該日から起算して一年を経過する日までの間に特定投資家等取得有価証券一般勧誘を行う場合とする。

（同一種類の有価証券）

第四条の五 法第四條第三項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、定義府令第十二條第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である特定有価証券とする。

（有価証券通知書）

第五条 法第四條第六項の規定により特定有価証券の発行者が提出する有価証券通知書は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により作成し、関東財務局長に提出しな

（新設）

（新設）

（有価証券通知書）

第五条 法第四條第五項の規定により特定有価証券の発行者が提出する有価証券通知書は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により作成し、関東財務局長に提出しな

ればならない。

一〇十六 (略)

2 (略)

3 特定有価証券に係る法第四條第六項ただし書に規定する内閣府令で定める金額は、千万円とする。

(開示が行われている場合)

第七條 法第四條第七項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該特定有価証券と同一の発行に係る特定有価証券について既に行われた売出し又は当該特定有価証券と同種の特定有価証券(定義府令第十二條第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が当該特定有価証券と同一である他の特定有価証券をいう。)について既に行われた募集若しくは売出しに関する法第四條第一項から第三項までの規定による届出がその効力を生じている場合(当該特定有価証券の発行者が法第二十四條第五項において準用する同條第一項ただし書の規定の適用を受けている者である場合を除く。)

二 当該特定有価証券が法第二十四條第一項第一号又は第二号(これらの規定を法第二十七條において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)に掲げる有価証券に該当する場合で、法第二十四條第五項において準用する同條第三項(法第二十七條において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により当該特定有

ればならない。

一〇十六 (略)

2 (略)

3 特定有価証券に係る法第四條第五項ただし書に規定する内閣府令で定める金額は、千万円とする。

(開示が行われている場合)

第七條 法第四條第六項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該特定有価証券と同一の発行に係る特定有価証券について既に行われた売出し又は当該特定有価証券と同種の特定有価証券(定義府令第十二條第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が当該特定有価証券と同一である他の特定有価証券をいう。)について既に行われた募集若しくは売出しに関する法第四條第一項又は第二項の規定による届出がその効力を生じている場合(当該特定有価証券の発行者が法第二十四條第五項において準用する法第二十四條第一項ただし書の規定の適用を受けている者である場合を除く。)

二 当該特定有価証券が法第二十四條第一項第一号又は第二号(これらの規定を法第二十七條において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)に掲げる有価証券に該当する場合で、法第二十四條第五項において準用する同條第三項(法第二十七條において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により当該特定有

価証券が法第二十四条第一項第一号又は第二号に掲げる有価証券に該当することとなった日の属する特定期間の直前特定期間に係る有価証券報告書が関東財務局長に提出されている場合

(参照方式による有価証券届出書)

第十一条の三 (略)

2・3 (略)

4 法第五条第五項において準用する同条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、有価証券届出書を提出しようとする者が、本邦の金融商品取引所に上場されている内国投資証券若しくは外国投資証券(特定上場特定有価証券を除く。以下この項において「上場投資証券」という。)又は認可金融商品取引業協会(法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。以下同じ。)に店頭売買有価証券(法第二条第八項第十号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。)として登録されている内国投資証券若しくは外国投資証券(特定店頭売買特定有価証券を除く。以下この項において「店頭登録投資証券」という。)を発行しており、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一〜五 (略)

(届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項)

価証券が法第二十四条第一項第一号又は第二号に掲げる有価証券に該当することとなった日の属する特定期間(第二十三条に規定する期間をいう。以下同じ。)の直前特定期間に係る有価証券報告書が関東財務局長に提出されている場合

(参照方式による有価証券届出書)

第十一条の三 (略)

2・3 (略)

4 法第五条第五項において準用する同条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、有価証券届出書を提出しようとする者が、本邦の金融商品取引所に上場されている内国投資証券若しくは外国投資証券(以下この項において「上場投資証券」という。)又は認可金融商品取引業協会(法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。以下同じ。)に店頭売買有価証券(法第二条第八項第十号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。)として登録されている内国投資証券若しくは外国投資証券(以下この項において「店頭登録投資証券」という。)を発行しており、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一〜五 (略)

(届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項)

第十五条の二 法第十三条第二項第一号イ(2)（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 届出目論見書 次に掲げる事項

イ 当該届出目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項から第三項までの規定による届出が行われている場合には、当該届出がその効力を生じている旨

ロ 法第十三条第二項第二号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に定める事項に関する内容を記載した目論見書（次条第一項第一号ロにおいて「詳細情報を記載した目論見書」という。）は投資者の請求により交付される旨及び請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨

ハ 当該特定有価証券が外国通貨によって表示されるものである場合には、外国為替相場の変動により影響を受けることがある旨

ニ 当該特定有価証券が外国貸付債権信託受益証券又は内国信託受益証券のうち外国貸付債権信託受益証券に類する性質を有するものである場合であつて元本の保証が行われていない場合には、その旨

ホ 法第十三条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の適用を受ける場合には、内国投資証券であつては第十二条第一項第三号ハからホまでに掲げる書類に記載された事項

第十五条の二 法第十三条第二項第一号イ(2)（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 届出目論見書

イ 当該届出目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われている場合には、当該届出がその効力を生じている旨

ロ 法第十三条第二項第二号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に定める事項に関する内容を記載した目論見書（次条第一項第一号ロにおいて「詳細情報を記載した目論見書」という。）は投資者の請求により交付される旨及び請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨

ハ 当該特定有価証券が外国通貨によって表示されるものである場合には、外国為替相場の変動により影響を受けることがある旨

ニ 当該特定有価証券が外国貸付債権信託受益証券又は内国信託受益証券のうち外国貸付債権信託受益証券に類する性質を有するものである場合であつて元本の保証が行われていない場合には、その旨

ホ 法第十三条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の適用を受ける場合には、内国投資証券であつては第十二条第一項第三号ハからホまでに掲げる書類に記載された事項

|                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>、外国投資証券にあつては同項第六号ハ及びニに掲げる書類に記載された事項</p> <p>二 届出仮目論見書 次に掲げる事項</p> <p>イ 当該届出仮目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに關し、法第四条第一項から第三項までの規定による届出が行われている場合には、当該届出をした日及び当該届出の効力が生じていない旨</p> <p>ロ 当該届出仮目論見書に記載された内容につき訂正が行われることがある旨</p> <p>ハ 前号ロからホまでに掲げる事項</p> <p>2 (略)</p> | <p>(既に開示された有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項)</p> <p>第十五条の三 法第十三条第二項第一号ロ(2)(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。</p> <p>一 届出目論見書 次に掲げる事項</p> <p>イ 有価証券の売出しに係る目論見書の場合には、法第四条第一項から第三項までの規定による届出が行われていない旨</p> <p>ロ、ホ (略)</p> <p>二 届出仮目論見書 次に掲げる事項</p> |
| <p>、外国投資証券にあつては同項第六号ハ及びニに掲げる書類に記載された事項</p> <p>二 届出仮目論見書</p> <p>イ 当該届出仮目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに關し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われている場合には、当該届出をした日及び当該届出の効力が生じていない旨</p> <p>ロ 当該届出仮目論見書に記載された内容につき訂正が行われることがある旨</p> <p>ハ 前号ロからホまでに掲げる事項</p> <p>2 (略)</p>           | <p>(既に開示された有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項)</p> <p>第十五条の三 法第十三条第二項第一号ロ(2)(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。</p> <p>一 届出目論見書</p> <p>イ 有価証券の売出しに係る目論見書の場合には、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われていない旨</p> <p>ロ、ホ (略)</p> <p>二 届出仮目論見書</p>                   |



2

(略)

- イ 有価証券の売出しに係る目論見書の場合には、法第四条第一項から第三項までの規定による届出が行われていない旨
- ロ 当該届出仮目論見書に記載された内容につき訂正が行われることがある旨
- ハ 前号ロからホまでに掲げる事項

(届出を要する有価証券に係る請求があつたときに交付しなければならぬ目論見書の特記事項)

第十六条の二 法第十三条第二項第二号イ(2)(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 届出目論見書 次に掲げる事項

イ 当該届出目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項から第三項までの規定による届出が行われている場合には、当該届出がその効力を生じている旨

ロ 当該特定有価証券が外国通貨によつて表示されるものである場合には、外国為替相場の変動により影響を受けることがある旨

ハ 当該特定有価証券が外国貸付債権信託受益証券又は内国信託受益証券のうち外国貸付債権信託受益証券に類する性質を有するものである場合であつて元本の保証が行われていない場合に

2

(略)

- イ 有価証券の売出しに係る目論見書の場合には、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われていない旨
- ロ 当該届出仮目論見書に記載された内容につき訂正が行われることがある旨
- ハ 前号ロからホまでに掲げる事項

(届出を要する有価証券に係る請求があつたときに交付しなければならぬ目論見書の特記事項)

第十六条の二 法第十三条第二項第二号イ(2)(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 届出目論見書

イ 当該届出目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われている場合には、当該届出がその効力を生じている旨

ロ 当該特定有価証券が外国通貨によつて表示されるものである場合には、外国為替相場の変動により影響を受けることがある旨

ハ 当該特定有価証券が外国貸付債権信託受益証券又は内国信託受益証券のうち外国貸付債権信託受益証券に類する性質を有するものである場合であつて元本の保証が行われていない場合に

は、その旨

二 届出仮目論見書 次に掲げる事項

イ 当該届出仮目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項から第三項までの規定による届出が行われている場合には、当該届出をした日及び当該届出の効力が生じていない旨

ロ 当該届出仮目論見書に記載された内容につき訂正が行われることがある旨

ハ 前号ロ及びハに掲げる事項

(既に開示された有価証券に係る請求があつたときに交付しなければならぬ目論見書の特記事項)

第十六条の三 法第十三条第二項第二号ロ(2)(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 届出目論見書 次に掲げる事項

イ 有価証券の売出しに係る目論見書の場合には、法第四条第一項から第三項までの届出が行われていない旨

ロ・ハ (略)

二 届出仮目論見書 次に掲げる事項

イ 有価証券の売出しに係る目論見書の場合には、法第四条第一項から第三項までの規定による届出が行われていない旨

は、その旨

二 届出仮目論見書

イ 当該届出仮目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われている場合には、当該届出をした日及び当該届出の効力が生じていない旨

ロ 当該届出仮目論見書に記載された内容につき訂正が行われることがある旨

ハ 前号ロ及びハに掲げる事項

(既に開示された有価証券に係る請求があつたときに交付しなければならぬ目論見書の特記事項)

第十六条の三 法第十三条第二項第二号ロ(2)(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 届出目論見書

イ 有価証券の売出しに係る目論見書の場合には、法第四条第一項又は第二項の届出が行われていない旨

ロ・ハ (略)

二 届出仮目論見書

イ 有価証券の売出しに係る目論見書の場合には、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われていない旨

|                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>ロ 当該届出仮目論見書に記載された内容につき訂正が行われることがある旨</p>                                                                                                                                                                                                  | <p>ロ 当該届出仮目論見書に記載された内容につき訂正が行われることがある旨</p>                                                                                                                |
| <p>ハ 前号ロ及びハに掲げる事項</p>                                                                                                                                                                                                                       | <p>ハ 前号ロ及びハに掲げる事項</p>                                                                                                                                     |
| <p>2 (略)</p>                                                                                                                                                                                                                                | <p>2 (略)</p>                                                                                                                                              |
| <p>(発行登録通知書の記載内容等)</p> <p>第十八条の八 法第二十三条の八第四項において準用する法第四条第六項の規定により提出する発行登録通知書は、内国投資証券の発行者にあつては第二十三号様式、外国投資証券の発行者にあつては第二十四号様式により作成し、関東財務局長に提出しなければならない。</p>                                                                                   | <p>(発行登録通知書の記載内容等)</p> <p>第十八条の八 法第二十三条の八第四項において準用する法第四条第五項の規定により提出する発行登録通知書は、内国投資証券の発行者にあつては第二十三号様式、外国投資証券の発行者にあつては第二十四号様式により作成し、関東財務局長に提出しなければならない。</p> |
| <p>2 4 (略)</p>                                                                                                                                                                                                                              | <p>2 4 (略)</p>                                                                                                                                            |
| <p>5 法第二十三条の八第四項において準用する法第四条第六項ただし書に規定する内閣府令で定める金額は、千万円とする。</p>                                                                                                                                                                             | <p>5 法第二十三条の八第四項において準用する法第五条第五項ただし書に規定する内閣府令で定める金額は、千万円とする。</p>                                                                                           |
| <p>(特定投資家向け勧誘等に係る告知の方法等)</p> <p>第十九条の二 特定有価証券に係る法第二十三条の十三第三項各号に掲げる行為を行う者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、次項各号又は第三項各号に掲げる事項を告知しなければならない。</p> <p>一 取引所金融商品市場（法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下この号において同じ。）において行う取引又はこれに密接に関連する取引に係る売付け勧誘等（同条第四項</p> | <p>(新設)</p>                                                                                                                                               |

に規定する売付け勧誘等をいう。以下同じ。）を行う場合 当該取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所を介して行う方法その他の当該金融商品取引所の定める規則において定める方法

二 店頭売買有価証券市場（法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下この号において同じ。）において行う取引又はこれに密接に関連する取引に係る売付け勧誘等を行う場合 当該店頭売買有価証券市場を開設する認可金融商品取引業協会を介して行う方法その他の当該認可金融商品取引業協会の定める規則において定める方法

三 前二号に掲げる場合以外の場合 自ら、又は他の者に委託して行う方法

2 特定有価証券に係る法第二十三条の十三第三項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 当該特定投資家向け取得勧誘又は当該特定投資家向け売付け勧誘等に関し法第四条第一項から第三項までの規定による届出が行われていないこと。

二 当該特定投資家向け取得勧誘又は当該特定投資家向け売付け勧誘等に係る特定有価証券が特定投資家向け有価証券に該当し、又は該当することとなること。

三 当該特定投資家向け取得勧誘又は当該特定投資家向け売付け勧誘等に、それぞれ令第一条の五の二第二項第一号若しくは第二号若しくは定義府令第十一条の三第一号又は令第一条の八の二第一号若しくは第二号若しくは定義府令第十三条の三第一

号ロに規定する条件が付されている場合には、その内容

四 当該特定投資家向け取得勧誘又は当該特定投資家向け売付け勧誘等に係る特定有価証券の有価証券交付勧誘等について、法第四条第三項、第五項及び第六項の適用があること。

五 法第二十七条の三十一第二項の規定により当該特定投資家向け取得勧誘若しくは当該特定投資家向け売付け勧誘等に係る特定証券等情報若しくは当該特定投資家向け取得勧誘若しくは当該特定投資家向け売付け勧誘等に係る特定有価証券について既に行われた特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る特定証券等情報が公表されている場合又は法第二十七条の三十二第一項から第三項までの規定により発行者等情報が公表されている場合には、その旨及び公表の方法（当該公表に係るホームページアドレスを含む。）

六 当該特定有価証券の所有者に対し、法第二十七条の三十二の規定により発行者等情報の提供又は公表が行われること。

3 特定有価証券に係る法第二十三条の十三第三項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 当該有価証券交付勧誘等に係る特定有価証券が特定投資家向け有価証券に該当すること。

二 当該特定投資家向け有価証券に関して開示が行われている場合に該当しないこと。

三 当該有価証券交付勧誘等が第四条の四に掲げる場合に該当するものとして行われる場合には、その旨

四 当該特定投資家向け有価証券の有価証券交付勧誘等について、  
法第四条第三項、第五項及び第六項の適用があること。

五 法第二十七条の三十一第二項の規定により当該有価証券交付勧  
誘等に係る特定有価証券について既に行われた特定投資家向け取  
得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る特定証券等情  
報が公表されている場合又は法第二十七条の三十二第一項から第  
三項までの規定により発行者等情報が公表されている場合には、  
その旨及び公表の方法（当該公表に係るホームページアドレスを  
含む。）

六 当該特定有価証券の所有者に対し、法第二十七条の三十二の規  
定により発行者等情報の提供又は公表が行われること。

（少数人数向け勧誘等に係る告知の内容等）

第二十条 特定有価証券に係る法第二十三条の十三第四項（法第二十  
七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に  
規定する内閣府令で定める事項は、当該特定有価証券の有価証券発  
行勧誘等が少数人数向け勧誘（法第二十三条の十三第四項に規定する  
少数人数向け勧誘をいう。）に該当することにより当該有価証券発行  
勧誘等に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこ  
と及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項  
とする。

一 三 （略）

2 特定有価証券に係る法第二十三条の十三第四項に規定する内閣府

（少数人数向け勧誘等に係る告知の内容等）

第二十条 特定有価証券に係る法第二十三条の十三第三項（法第二十  
七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に  
規定する内閣府令で定める事項は、当該特定有価証券の有価証券発  
行勧誘等が少数人数向け勧誘（法第二十三条の十三第三項に規定する  
少数人数向け勧誘をいう。）に該当することにより当該有価証券発行  
勧誘等に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこ  
と及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項  
とする。

一 三 （略）

2 特定有価証券に係る法第二十三条の十三第三項に規定する内閣府

令で定める金額は、一億円とする。

(海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等)

## 第二十一条 (略)

2 特定有価証券に係る法第二十三条の十四第一項ただし書(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一・二 (略)

三 次のいずれかの場合に該当すること。

イ (略)

ロ 当該勧誘の相手方が適格機関投資家に該当し、かつ、当該特定有価証券を買い付けた者がその買い付けた特定有価証券を金融商品取引業者又は非居住者に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わないことを約することを条件として勧誘を行う場合(イに掲げる場合を除く。)

ハ (略)

3 8 (略)

(有価証券報告書の提出期限の承認の手続等)

## 第二十四条 法第二十四条第五項において準用する同条第一項各号に

令で定める金額は、一億円とする。

(海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等)

## 第二十一条 (略)

2 特定有価証券に係る法第二十三条の十四第一項ただし書(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一・二 (略)

三 次のいずれかの場合に該当すること。

イ (略)

ロ 当該勧誘の相手方が適格機関投資家に該当し、かつ、当該特定有価証券を買い付けた者がその買い付けた特定有価証券を金融商品取引業者又は非居住者(外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第二十五条第四項において同じ。)に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わないことを約することを条件として勧誘を行う場合(イに掲げる場合を除く。)

ハ (略)

3 8 (略)

(新設)

掲げる有価証券の発行者である内国特定有価証券の発行者が同条第五項において準用する同条第一項本文に規定する承認を受けようとする場合には、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を、財務局長等に提出しなければならない。

一 当該有価証券報告書の提出に関して当該承認を受けようとする期間

二 当該有価証券報告書に係る特定期間終了の日

三 当該有価証券報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由

四 第三項の規定による承認を受けた場合及び前号に規定する理由について消滅又は変更があった場合に直ちにその旨を多数の者が知り得る状態に置くための方法

2 前項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款、約款若しくは規約、信託契約書若しくは組合契約書又はこれらに準ずる書類

二 前項第三号に規定する理由を証する書面

3 財務局長等は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該内国特定有価証券の発行者が、やむを得ない理由により有価証券報告書を当該内国特定有価証券に係る特定期間経過後三月以内（当該特定期間に係る有価証券報告書の提出に関して同項の承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）に提出できないと認めるときは、当該申請のあつた日の属する特定期間（その日が特定期間開始後三月以内（直前特定期間内に係る有価証券報告書の提出に関



して当該承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）の日である場合には、その直前特定期間）から当該申請に係る同項第三号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日の属する特定期間の直前特定期間までの特定期間に係る有価証券報告書について、承認をするものとする。

4 前項の規定による承認に係る第一項第三号に規定する理由について消滅又は変更があつた場合には、財務局長等は、前項の規定による承認に係る期間を変更し、又は当該承認を将来に向かって取り消すことができる。

（外国特定有価証券の発行者における有価証券報告書の提出期限の承認の手続等）

第二十四条の二 法第二十四条第五項において準用する同条第一項第一号から第三号までに掲げる有価証券の発行者である外国特定有価証券の発行者が令第三条の四ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

一・二 （略）

三 当該有価証券報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由となる当該外国特定有価証券の発行者の本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由に関する事項

四 前号に規定する理由が本国の法令又は慣行である場合以外の場合には、第四項の規定による承認を受けた場合及び前号に規定す

（有価証券報告書の提出期限の承認の手続等）

第二十四条 法第二十四条第五項において準用する同条第一項第一号から第三号までに掲げる有価証券の発行者である外国特定有価証券の発行者が令第三条の四ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

一・二 （略）

三 当該有価証券報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由となる当該外国特定有価証券の発行者の本国の法令又は慣行に関する事項

（新設）

る理由について消滅又は変更があつた場合に直ちにその旨を多数の者が知り得る状態に置くための方法

2 (略)

3 第一項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 三 (略)

四 第一項第三号に規定する理由が本国の法令又は慣行である場合には、当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

五 第一項第三号に規定する理由が本国の法令又は慣行である場合以外の場合には、当該理由を証する書面

4 関東財務局長は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該外国特定有価証券の発行者が、その本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、有価証券報告書を当該外国特定有価証券に係る特定期間経過後六月以内（当該特定期間に係る有価証券報告書の提出に関して同項の承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）に提出できないと認めるときは、当該申請のあつた日の属する特定期間（その日が特定期間開始後六月以内（直前特定期間に係る有価証券報告書の提出に関して当該承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）の日である場合には、その直前特定期間）から当該申請に係る同項第三号に規定する事項について消滅又は変更があることとなる日の属する特定期間の直前特定期間まで

2 (略)

3 第一項に規定する承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 三 (略)

四 当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

(新設)

4 関東財務局長は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該外国特定有価証券の発行者が、その本国の法令又は慣行により、有価証券報告書を当該外国特定有価証券に係る特定期間経過後六月以内に提出できないと認めるときは、当該申請のあつた日の属する特定期間（その日が特定期間開始後六月以内（直前特定期間に係る有価証券報告書の提出に関して当該承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）の日である場合には、その直前特定期間）から当該申請に係る同項第三号に規定する事項について消滅又は変更があることとなる日の属する特定期間の直前特定期間までの各特定期間に係る有価証券報告書について、承認をするものとする。

の各特定期間に係る有価証券報告書について、承認をするものとする。

5 前項の規定による承認（第一項第三号に規定する理由が本国の法令又は慣行である場合に限る。）は、前項の外国特定有価証券の発行者が毎特定期間経過後六月以内に次に掲げる事項を記載した書面を関東財務局長に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項を記載した書面については、当該書面提出前五年以内に提出されたものと同一内容である場合には、当該書面は提出しないことができる。

一・二 （略）

6 第四項の規定による承認に係る第一項第三号に規定する理由について消滅又は変更があった場合には、関東財務局長は、第四項の規定による承認に係る期間を変更し、又は当該承認を将来に向かって取り消すことができる。

7 第三項各号に掲げる書類及び第五項に掲げる事項を記載した書面が日本語によつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならぬ。

（有価証券報告書の提出を要しない場合）

第二十六条 法第二十四条第五項において準用する同条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、同条第五項において準用する同条第一項本文の規定の適用を受けない者の発行する特定有価証券が同項第三号に掲げる有価証券に該当することとなった場合で、次のいず

5 前項の承認は、同項の外国特定有価証券の発行者が毎特定期間経過後六月以内に次に掲げる事項を記載した書面を関東財務局長に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項を記載した書面については、当該書面提出前五年以内に提出されたものと同一内容である場合には、当該書面は提出しないことができる。

一・二 （略）  
（新設）

6 第三項及び前項に掲げる書類が日本語によつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（有価証券報告書の提出を要しない場合）

第二十六条 法第二十四条第五項において準用する同条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、同条第五項において準用する同条第一項本文の規定の適用を受けない者の発行する特定有価証券が同項第三号に掲げる有価証券に該当することとなった場合で、次のいず

れかに掲げるときとする。

一 (略)

二 当該特定有価証券がその募集又は売出しにつき法第四條第一項本文、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受けることにより、法第五條第五項において準用する同條第一項の規定により提出された届出書に、当該届出書が提出された日の属する特定期間の直前特定期間に係る財務諸表（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下この号において「財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する財務諸表をいう。次号において同じ。）又は財務書類（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務書類のうち外国会社が提出するものをいう。同号において同じ。）が掲げられているとき。

三 当該特定有価証券がその募集又は売出しにつき法第四條第一項本文、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受けることにより、法第五條第五項において準用する同條第一項の規定により提出された届出書に、財務諸表及び財務書類が掲げられていないとき。

（外国会社報告書の提出期限の承認の手続等）

第二十七條の四 法第二十四條第八項の規定により外国会社報告書を提出しようとする報告書提出外国会社が令第四條の二の二ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載

れかに掲げるときとする。

一 (略)

二 当該特定有価証券がその募集又は売出しにつき法第四條第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受けることにより、法第五條第五項において準用する同條第一項の規定により提出された届出書に、当該届出書が提出された日の属する特定期間の直前特定期間に係る財務諸表（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下この号において「財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する財務諸表をいう。次号において同じ。）又は財務書類（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務書類のうち外国会社が提出するものをいう。次号において同じ。）が掲げられているとき。

三 当該特定有価証券がその募集又は売出しにつき法第四條第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受けることにより、法第五條第五項において準用する同條第一項の規定により提出された届出書に、財務諸表及び財務書類が掲げられていないとき。

（外国会社報告書の提出期限の承認の手続等）

第二十七條の四 法第二十四條第八項の規定により外国会社報告書を提出しようとする報告書提出外国会社が令第四條の二の二ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載

した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該外国会社報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由となる当該報告書提出外国会社の本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由に関する事項

四 前号に規定する理由が本国の法令又は慣行である場合以外の場合には、第四項の規定による承認を受けた場合及び前号に規定する理由について消滅又は変更があった場合に直ちにその旨を多数の者が知り得る状態に置くための方法

2 (略)

3 第一項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・三 (略)

四 第一項第三号に規定する理由が本国の法令又は慣行である場合には、当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

五 第一項第三号に規定する理由が本国の法令又は慣行である場合以外の場合には、当該理由を証する書面

4 関東財務局長は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該報告書提出外国会社が、その本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、外国会社報告書を外国特定有価証券に係る特定期間経過後四月以内（当該特定期間に係る外国会社報告書の提出に關

した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該外国会社報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由となる当該報告書提出外国会社の本国の法令又は慣行に関する事項

(新設)

2 (略)

3 第一項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・三 (略)

四 当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

(新設)

4 関東財務局長は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該報告書提出外国会社が、その本国の法令又は慣行により、外国会社報告書を外国特定有価証券に係る特定期間経過後四月以内に提出できないと認めるときは、当該申請のあつた日の属する特定期間（

して同項の承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）に提出できないと認めるときは、当該申請のあった日の属する特定期間（その日が特定期間開始後四月以内（直前特定期間に係る外国会社報告書の提出に關して当該承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）の日である場合には、その直前特定期間）から当該申請に係る同項第三号に規定する事項について消滅又は変更があることとなる日の属する特定期間の直前特定期間までの各特定期間に係る外国会社報告書について、承認をするものとする。

5 前項の規定による承認（第一項第三号に規定する理由が本国の法令又は慣行である場合に限る。）は、前項の報告書提出外国会社が毎特定期間經過後四月以内に次に掲げる事項を記載した書面を関東財務局長に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項を記載した書面については、当該書面提出前五年以内に提出されたものと同一内容である場合には、当該書面は提出しないことができる。

一・二 （略）

6 第四項の規定による承認に係る第一項第三号に規定する理由について消滅又は変更があった場合には、関東財務局長は、第四項の規定による承認に係る期間を変更し、又は当該承認を将来に向かって取り消すことができる。

7 第三項各号に掲げる書類及び第五項各号に掲げる事項を記載した書面が日本語又は英語によって記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

その日が特定期間開始後四月以内（直前特定期間に係る外国会社報告書の提出に關して当該承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）の日である場合には、その直前特定期間）から当該申請に係る同項第三号に規定する事項について消滅又は変更があることとなる日の属する特定期間の直前特定期間までの各特定期間に係る外国会社報告書について、承認をするものとする。

5 前項の承認は、同項の報告書提出外国会社が毎特定期間經過後四月以内に次に掲げる事項を記載した書面を関東財務局長に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項を記載した書面については、当該書面提出前五年以内に提出されたものと同一内容である場合には、当該書面は提出しないことができる。

一・二 （略）  
（新設）

6 第三項各号に掲げる書類及び前項各号に掲げる事項を記載した書面が日本語又は英語によって記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

(承認申請書等の提出先)

第三十条 令第四条の二第一項において準用する令第四条第一項の規定による承認申請書及び法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類は、関東財務局長に提出しなければならない。

(法第二十三条の十三第二項又は第五項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)

第三十二条の三 (略)

(承認申請書等の提出先)

第三十条 令第四条の二第一項において準用する令第四条第一項の規定による承認申請書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類及び法第二十五条第六項に規定する書類は、関東財務局長に提出しなければならない。

(法第二十三条の十三第二項又は第四項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)

第三十二条の三 (略)

五 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（株券等に含まない有価証券）</p> <p>第二条 令第六条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる有価証券とする。</p> <p>一 議決権のない株式（令第六条第一項に規定する議決権のない株式をいう。）であつて、当該株式の取得と引換えに議決権のある株式を交付する旨の定款の定めのない株式に係る株券</p> <p>二 新株予約権証券又は新株予約権付社債券のうち前号に掲げる株式のみを取得する権利を付与されているもの</p> <p>三 外国の者の発行する証券又は証書で前二号に掲げる有価証券の性質を有するもの</p> <p>四 株券等信託受益証券で、受託有価証券（令第二条の三第三号に規定する受託有価証券をいう。第八条第三項第六号及び第九条の六第六号において同じ。）が前三号に掲げる有価証券であるもの</p> <p>五 株券等預託証券で、第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る権利を表示するもの</p> <p>（有償の譲受けに類するもの）</p> <p>第二条の二 令第六条第三項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、社債券の取得（当該社債券に係る権利として当該社債券の発行</p> | <p>（株券等に含まない有価証券）</p> <p>第二条 令第六条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる有価証券とする。</p> <p>一 議決権のない株式（令第六条第一項に規定する議決権のない株式をいう。）であつて、当該株式の取得と引換えに議決権のある株式を交付する旨の定款の定めのない株式に係る株券</p> <p>二 新株予約権証券又は新株予約権付社債券のうち前号に掲げる株式のみを取得する権利を付与されているもの</p> <p>三 外国の者の発行する証券又は証書で前二号に掲げる有価証券の性質を有するもの</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（有償の譲受けに類するもの）</p> <p>第二条の二 令第六条第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、社債券の取得（当該社債券に係る権利として当該社債券の発行</p> |



者以外の者が発行者である株券等により償還される権利（当該社債券を取得する者が当該社債券の発行者に対し当該株券等による償還をさせることができる権利に限る。）を取得するものに限る。）とする。

（特別関係者で除外される者等）

### 第三条（略）

2 法第二十七条の二第一項第一号に規定する内閣府令で定める者は、その者（第一号において「小規模所有者」という。）の所有（令第七条第一項に定める場合を含む。以下同じ。）に係る当該株券等に係る議決権の数（株券については第八条第一項及び第二項に規定する方法により計算した株式に係る議決権の数を、その他のものについては同条第三項及び第四項に規定する議決権の数をいう。以下同じ。）が、次に掲げる株券等の区分に従い当該各号に定める数以下である者とする。

一・二（略）

### 3（略）

（議決権の数の計算等）

### 第八条（略）

### 2（略）

3 法第二十七条の二第八項第一号に規定する内閣府令で定める議決権の数は、次に掲げる数とする。

者以外の者が発行者である株券等により償還される権利（当該社債券を取得する者が当該社債券の発行者に対し当該株券等による償還をさせることができる権利に限る。）を取得するものに限る。）とする。

（特別関係者で除外される者等）

### 第三条（略）

2 法第二十七条の二第一項第一号に規定する内閣府令で定める者は、その者（第一号において「小規模所有者」という。）の所有（令第七条第一項に定める場合を含む。以下同じ。）に係る当該株券等に係る議決権の数（株券については第八条第一項及び第二項に規定する方法により計算した株式に係る議決権の数を、その他のものについては第八条第三項及び第四項に規定する方法により換算した株式に係る議決権の数をいう。以下同じ。）が、次に掲げる株券等の区分に従い当該各号に定める数以下である者とする。

一・二（略）

### 3（略）

（議決権の数の計算等）

### 第八条（略）

### 2（略）

3 法第二十七条の二第八項第一号に規定する内閣府令で定めるところにより換算した株式に係る議決権の数は、次に掲げる方法により

一 新株予約権証券については、新株予約権の目的である株式に係る議決権の数

二 新株予約権付社債券については、当該新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の目的である株式に係る議決権の数

三 外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するものについては、株式に係る議決権の数

四 外国の者が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するものについては、内国法人が発行者である証券又は証書に準じて換算した株式に係る議決権の数

五 投資証券等（令第一条の四第一号に規定する投資証券等という。以下同じ。）については、投資口（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十四項に規定する投資口をいい、外国投資法人（同条第二十三項に規定する外国投資法人をいう。第二十六条第一項第三号において同じ。）の社員の地位を含む。以下同じ。）に係る議決権の数

六 株券等信託受益証券については、次に掲げる受託有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数

換算した数とする。

一 新株予約権証券については、新株予約権の目的である株式に係る議決権の数とする方法

二 新株予約権付社債券については、当該新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の目的である株式に係る議決権の数とする方法

三 外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するものについては、株式に係る議決権の数とし、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するものについては、内国法人が発行者である証券又は証書に準じて換算した株式に係る議決権の数とする方法

（新設）

（新設）

四 株券等信託受益証券については、次に掲げる受託有価証券（令第二条の三第三号に規定する受託有価証券をいう。第九条の六第四号において同じ。）の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする

|                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>イホ (略)</p> <p>ヘ 投資証券等 当該株券等信託受益証券に表示される受益権の内容である投資証券等の投資口に係る議決権の数</p> <p>七 株券等預託証券については、次に掲げる当該株券等預託証券において表示される権利に係る有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数</p>                                                                     | <p>方法</p> <p>イホ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>五 株券等預託証券については、次に掲げる当該株券等預託証券において表示される権利に係る有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする方法</p>                                                                                                                                                          |
| <p>イホ (略)</p> <p>ヘ 投資証券等 当該株券等預託証券において表示される権利の目的である投資証券等の投資口に係る議決権の数</p> <p>四 第一項及び第二項の規定は、前項各号に掲げる数について準用する。</p>                                                                                                   | <p>イホ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>四 第一項及び第二項の規定は、前項各号に掲げる方法により株式に係る議決権の数を換算する場合について準用する。</p>                                                                                                                                                                                  |
| <p>(株券等の数)</p> <p>第九条の六 法第二十七条の三第一項に規定する内閣府令で定める数は、次に掲げる数とする。</p> <p>一 新株予約権証券については、新株予約権の目的である株式の数</p> <p>二 新株予約権付社債券については、当該新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の目的である株式の数</p> <p>三 外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するものについては、株式の数</p> | <p>(株券等の数の換算)</p> <p>第九条の六 法第二十七条の三第一項に規定する内閣府令で定めるところにより株式に換算した数は、次に掲げる方法により換算した数とする。</p> <p>一 新株予約権証券については、新株予約権の目的である株式の数とする方法</p> <p>二 新株予約権付社債券については、当該新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の目的である株式の数とする方法</p> <p>三 外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するものについては、株式の数とし、新株予約権証券又は新株予約権付</p> |

四 外国の者が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するものについては、内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数

五 投資証券等については、投資口の数

六 株券等信託受益証券については、次に掲げる受託有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数

イ ホ (略)

ヘ 投資証券等 当該株券等信託受益証券に表示される受益権の内容である投資証券等の投資口の数

七 株券等預託証券については、次に掲げる当該株券等預託証券において表示される権利に係る有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数

イ ホ (略)

ヘ 投資証券等 当該株券等預託証券において表示される権利の目的である投資証券等の投資口の数

(買付条件等の変更の公告の掲載事項)

第十九条 法第二十七条の六第一項第一号に規定する内閣府令で定める基準は、同条第二項の規定により変更される前の買付け等の価格に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める算式により算定した率を乗じて得た価格を下限とする方法とする。

社債券の性質を有するものについては、内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数とする方法

(新設)

(新設)

四 株券等信託受益証券については、次に掲げる受託有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする方法

イ ホ (略)

(新設)

五 株券等預託証券については、次に掲げる当該株券等預託証券において表示される権利に係る有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする方法

イ ホ (略)

(新設)

(買付条件等の変更の公告の掲載事項)

第十九条 法第二十七条の六第一項第一号に規定する内閣府令で定める基準は、同条第二項の規定により変更される前の買付け等の価格に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める算式により算定した率を乗じて得た価格を下限とする方法とする。

一 株式又は投資口の分割

1÷（当該分割前の一株又は一口に係る当該分割後の株式又は投資口の数）

二（略）

2（略）

（公開買付説明書の交付についての情報通信の技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に関する内閣府令の準用等）

第三十三条の二 企業内容等の開示に関する内閣府令第二十三条の規定は、法第二十七条の三十の九第二項において同条第一項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、同条第二十三条の二中「目論見書」とあるのは、「公開買付説明書」と読み替えるものとする。

2 公開買付者は、前項において準用する企業内容等の開示に関する内閣府令第二十三条の二第二項各号に掲げる方法（次項及び第四項において「電磁的方法」という。）により法第二十七条の九第二項の規定する公開買付説明書の交付に代えて当該説明書に記載すべき事項を提供するときは、株券等の売付け等を行おうとする者に対し、第二十四条第二項各号に掲げる事項が表示された画像を閲覧させることその他の方法により当該事項に関して注意を促さなければなら

一 株式又は投資口（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十四項に規定する投資口をい

い、外国投資法人（同条第二十三項に規定する外国投資法人をいう。以下同じ。）の社員の地位を含む。以下同じ。）の分割

1÷（当該分割前の一株又は一口に係る当該分割後の株式又は投資口の数）

二（略）

2（略）

（公開買付説明書の交付についての情報通信の技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に関する内閣府令の準用等）

第三十三条の二 企業内容等の開示に関する内閣府令第二十三条の規定は、法第二十七条の三十の九第二項において同条第一項を準用する場合について準用する。

2 公開買付者は、前項の規定において準用する企業内容等の開示に関する内閣府令第二十三条の三第二項各号に掲げる方法（次項及び第四項において「電磁的方法」という。）により法第二十七条の九第二項の規定する公開買付説明書の交付に代えて当該説明書に記載すべき事項を提供するときは、株券等の売付け等を行おうとする者に対し、第二十四条第二項各号に掲げる事項が表示された画像を閲覧させることその他の方法により当該事項に関して注意を促さなければ

らない。

3 (略)

4 法第二十七条の九第三項の規定により既に公開買付説明書を交付している者に対し訂正をした公開買付説明書を交付しなければなら  
ない公開買付者は、当該訂正の範囲が小範囲に止まる場合において  
、第一項において準用する企業内容等の開示に関する内閣府令第二  
十三条の二第一項の承諾をしている者に対しては、第二十四条第五  
項に規定する書面を交付する方法に代えて、訂正の理由、訂正した  
事項及び訂正後の内容を電磁的方法により提供する方法によること  
ができる。

ればならない。

3 (略)

4 法第二十七条の九第三項の規定により既に公開買付説明書を交付している者に対し訂正をした公開買付説明書を交付しなければなら  
ない公開買付者は、当該訂正の範囲が小範囲に止まる場合において  
、第一項において準用する企業内容等の開示に関する内閣府令第二  
十三条の三第一項の承諾をしている者に対しては、第二十四条第五  
項に規定する書面を交付する方法に代えて、訂正の理由、訂正した  
事項及び訂正後の内容を電磁的方法により提供する方法によること  
ができる。

六 発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（公開買付説明書の交付についての情報通信の技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に関する内閣府令の準用等）</p> <p>第二十五条の二 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）<u>第二十三条の二</u>の規定は、法第二十七条の三十の九第二項において同条第一項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、同令第二十三条の二中「<u>目論見書</u>」とあるのは、「<u>公開買付説明書</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2 公開買付者は、<u>前項</u>において準用する企業内容等の開示に関する内閣府令<u>第二十三条の二第二項各号</u>に掲げる方法（次項及び第四項において「<u>電磁的方法</u>」という。）により法第二十七条の九第二項の規定する公開買付説明書の交付に代えて当該説明書に記載すべき事項を提供するときは、株券等の売付け等を行おうとする者に対し、第十五条第二項各号に掲げる事項が表示された画像を閲覧させることその他の方法により当該事項に関して注意を促さなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の九第三項の規定により既に公開買付説明書を交付している者に対し訂正をした公開買付説明書を交付しなければならない公開買付者</p> | <p>（公開買付説明書の交付についての情報通信の技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に関する内閣府令の準用等）</p> <p>第二十五条の二 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）<u>第二十三条の三</u>の規定は、法第二十七条の三十の九第二項において同条第一項を準用する場合について準用する。</p> <p>2 公開買付者は、<u>前項の規定</u>において準用する企業内容等の開示に関する内閣府令<u>第二十三条の三第二項各号</u>に掲げる方法（次項及び第四項において「<u>電磁的方法</u>」という。）により法第二十七条の九第二項の規定する公開買付説明書の交付に代えて当該説明書に記載すべき事項を提供するときは、株券等の売付け等を行おうとする者に対し、第十五条第二項各号に掲げる事項が表示された画像を閲覧させることその他の方法により当該事項に関して注意を促さなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の九第三項の規定により既に公開買付説明書を交付している者に対し訂正をした公開買付説明書を交付しなければならない公開買付者</p> |

は、当該訂正の範囲が小範囲に止まる場合において、第一項において準用する企業内容等の開示に関する内閣府令第二十三条の二第一項の承諾をしている者に対しては、第十五条第五項に規定する書面を交付する方法に代えて、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を電磁的方法により提供する方法によることができる。

は、当該訂正の範囲が小範囲に止まる場合において、第一項において準用する企業内容等の開示に関する内閣府令第二十三条の三第一項の承諾をしている者に対しては、第十五条第五項に規定する書面を交付する方法に代えて、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を電磁的方法により提供する方法によることができる。



七 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十六号）

| 改 正 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 現 行                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（大量保有報告書の記載内容等）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>2 前項の規定による大量保有報告書には、当該大量保有報告書を提出すべき者（法第三十四条に規定する金融商品取引業者等を除く。）のために行う当該大量保有報告書を提出することとなった株券等（法第二十七条の二十三第一項に規定する株券等をいう。以下同じ。）の売買その他の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者の名称、所在地及び連絡先を記載した書面を添付しなければならない。</p> <p>（保有の態様その他の事情を勘案し保有する株券等から除外するものの）</p> <p>第四条 法第二十七条の二十三第四項に規定する保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等とする。</p> <p>一〇十 （略）</p> <p>（新株予約権証券等の換算）</p> <p>第五条 法第二十七条の二十三第四項に規定する内閣府令で定める数</p> | <p>（大量保有報告書の記載内容等）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（保有の態様その他の事情を勘案し保有する株券等から除外するものの）</p> <p>第四条 法第二十七条の二十三第四項に規定する保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等（法第二十七条の二十三第一項に規定する株券等をいう。以下同じ。）とする。</p> <p>一〇十 （略）</p> <p>（新株予約権証券等の換算）</p> <p>第五条 法第二十七条の二十三第四項に規定する内閣府令で定めると</p> |

は、次に掲げる数とする。

- 一 新株予約権証券については、新株予約権の目的である株式の数
- 二 新株予約権付社債券については、当該新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の目的である株式の数
- 三 外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するものについては、株式の数

四 外国の者が発行者である証券又は証書で新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するものについては、内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数

五 投資証券等（令第一条の四第一号に規定する投資証券等という。以下同じ。）については、投資口（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十四項に規定する投資口をいい、外国投資法人（同条第二十三項に規定する外国投資法人をいう。）の社員の地位を含む。以下同じ。）の数

六 対象有価証券カバードワラントについては、次に掲げる当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションに係る対象有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数

イ ホ （略）

ヘ 投資証券等 当該対象有価証券カバードワラントにおいて表

ころにより株式に換算した数は、次に掲げる方法により換算した数とする。

- 一 新株予約権証券については、新株予約権の目的である株式の数とする方法
- 二 新株予約権付社債券については、当該新株予約権付社債券に付与されている新株予約権の目的である株式の数とする方法
- 三 外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するものについては、株式の数とし、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の性質を有するものについては、内国法人が発行者である証券又は証書に準じて株式に換算した数とする方法

（新設）

（新設）

四 対象有価証券カバードワラントについては、次に掲げる当該対象有価証券カバードワラントにおいて表示されるオプションに係る対象有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする方法

イ ホ （略）

（新設）

示されるオプションにより取得することができる投資口の数

七| 対象有価証券預託証券については、次に掲げる当該対象有価証券預託証券において表示される権利に係る対象有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数

イゝホ (略)

へ| 投資証券等 当該対象有価証券預託証券において表示される権利の目的である投資口の数

八| 対象有価証券信託受益証券については、次に掲げる当該対象有価証券信託受益証券の受託有価証券である対象有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数

イゝホ (略)

へ| 投資証券等 当該対象有価証券信託受益証券に表示される受益権の内容である投資口の数

九| 対象有価証券償還社債については、次に掲げる償還を受ける対象有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数

イゝホ (略)

へ| 投資証券等 当該償還を受ける投資口の数

2| 法第二十七条の二十三第四項に規定する発行済株式の総数又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める数は、発行済投資口の総数とする。

(株券等保有割合に加算しない有価証券)

第五条の二 法第二十七条の二十三第四項に規定する株券その他の内

五| 対象有価証券預託証券については、次に掲げる当該対象有価証券預託証券において表示される権利に係る対象有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする方法

イゝホ (略)

(新設)

六| 対象有価証券信託受益証券については、次に掲げる当該対象有価証券信託受益証券の受託有価証券である対象有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする方法

イゝホ (略)

(新設)

七| 対象有価証券償還社債については、次に掲げる償還を受ける対象有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする方法

イゝホ (略)

(新設)

(新設)

(株券等保有割合に加算しない有価証券)

第五条の二 法第二十七条の二十三第四項に規定する株券その他の内

閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

一 (略)

二 外国の者が発行者である証券又は証書で株券の性質を有するものの

三 投資証券等

四 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で株券、投資証券等又は同項第十七号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するものに係る権利を表示するもの

五 有価証券信託受益証券で受託有価証券が株券、投資証券等又は法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するもの

(変更報告書の記載内容等)

第八条 法第二十七条の二十五第一項及び第三項並びに第二十七条の二十六第二項(第三号に掲げる場合に限る。)及び第五項の規定による変更報告書を提出すべき者は、第一号様式により当該報告書を四通作成し、財務局長等に提出しなければならない。

2 第二条第二項の規定は、前項の規定により変更報告書(法第二十

七条の二十六第一項の規定によるものを除く。以下この項において同じ。)を提出する場合について準用する。ただし、この項の規定において準用する第二条第二項に規定する書面(以下この項において「添付書面」という。)が、同条第二項の規定により当該変更報告書に係る大量保有報告書に添付された書面又は当該変更報告書の

閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

一 (略)

(新設)

(新設)

二 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で株券又は同項第十七号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するものに係る権利を表示するもの

三 有価証券信託受益証券で受託有価証券が株券又は法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するもの

(変更報告書の記載内容等)

第八条 法第二十七条の二十五第一項並びに第二十七条の二十六第二項(第三号に掲げる場合に限る。)及び第五項の規定による変更報告書を提出すべき者は、第一号様式により当該報告書を四通作成し、財務局長等に提出しなければならない。

(新設)

直前に提出された変更報告書（当該大量保有報告書に係るものに限る。）に添付された添付書面と同一の内容である場合には、この限りでない。

（重要な事項の変更から除外されるもの等）

第九条の二 令第十四条の七の二第二項第五号に規定する軽微なものとして内閣府令で定めるものは、同号イからホまでに掲げる契約の締結又はそれらの内容の変更があつた株券等の数を、当該株券等の発行者の発行済株式の総数又は発行済投資口の総数に当該保有者及び共同保有者（令第十四条の七の二第二項第一号に規定する共同保有者をいう。以下同じ。）の保有する当該株券等（第五条の二各号に掲げる有価証券を除く。）の数を加算した数（以下この条において「発行済株式総数等」という。）で除して得た割合が百分の一未満のものとする。

2・3（略）

（重要な事項の変更から除外されるもの等）

第九条の二 令第十四条の七の二第二項第五号に規定する軽微なものとして内閣府令で定めるものは、同号イからホまでに掲げる契約の締結又はそれらの内容の変更があつた株券等の数を、当該株券等の発行者の発行済株式の総数に当該保有者及び共同保有者（令第十四条の七の二第二項第一号に規定する共同保有者をいう。以下同じ。）の保有する当該株券等（第五条の二各号に掲げる有価証券を除く。）の数を加算した数（以下この条において「発行済株式総数等」という。）で除して得た割合が百分の一未満のものとする。

2・3（略）

八 開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四十五号）

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（電子開示手続又は任意電子開示手続に係る届出等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 財務局長等は、前項の規定により電子開示システム届出書の提出があつた場合には、当該電子開示システム届出書を受理した日（第六項及び第七項において「受理日」という。）、金融庁長官により届出者に付与される当該届出者を特定するための番号並びに電子開示手続又は任意電子開示手続を行うために必要な識別番号及び暗証番号を当該電子開示システム届出書を提出した届出者に通知するものとする。</p> <p>3（略）</p> <p>4 令第十四条の十第二項の規定により定款その他の書類を提出しなければならぬ届出者は、第一項の電子開示システム届出書に、次の各号に掲げる届出者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。</p> <p>一 内国法人 次に掲げる書類</p> <p>イ 定款又はこれに準ずるもの</p> <p>ロ 登記事項証明書又はこれに準ずるもの（当該書類を提出しようとする日前三月以内に交付を受けたものに限る。）</p> <p>二 外国法人 次に掲げる書類</p> | <p>（電子開示手続又は任意電子開示手続に係る届出等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 財務局長等は、前項の規定により電子開示システム届出書の提出があつた場合には、当該電子開示システム届出書を受理した旨、金融庁長官により届出者に付与される当該届出者を特定するための番号並びに電子開示手続又は任意電子開示手続を行うために必要な識別番号及び暗証番号を当該電子開示システム届出書を提出した届出者に通知するものとする。</p> <p>3（略）</p> <p>4 第一項の電子開示システム届出書には、次の各号に掲げる届出者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。</p> <p>一 内国法人 定款又はこれに準ずるもの</p> <p>二 外国法人 次に掲げる書類</p> |

イ 前号イ及びロに掲げる書類（届出者が外国債等の発行者である場合を除く。）

ロ（略）

三（略）

5 第一項の規定により提出した電子開示システム届出書の記載事項に変更があった場合（前項の規定により添付しなければならない書類に変更があった場合を含む。）には、遅滞なく、当該変更内容を記載した書面を財務局長等に提出しなければならない。

6 既届出者（令第十四条の十第二項本文の規定により既に届出を行った者をいう。以下この項において同じ。）が、同条第二項ただし書の規定により定款その他の書類を提出する場合には、次の各号に掲げる既届出者の区分に応じ、当該各号に定める書類を、受理日から起算して三年を経過するごとに、その三年を経過した日（次項において「基準日」という。）から一月以内に当該財務局長等に提出しなければならない。

一 内国法人 第四項第一号に定める書類

二 外国法人 第四項第二号（ロを除く。）に定める書類

三 個人 第四項第三号（ロを除く。）に定める書類

7 令第十四条の十第二項ただし書に規定する内閣府令で定めるときは、次の各号に掲げる場合とする。

一 令第十四条の十第二項本文の規定により届出を行った者が、当該届出に係る受理日から起算して三年を経過する日までの間に電子開示手続又は任意電子開示手続を行う場合

イ 定款又はこれに準ずるもの（届出者が外国債等の発行者である場合を除く。）

ロ（略）

三（略）

5 第一項の規定により提出した電子開示システム届出書の記載事項に変更があった場合（前項の規定により添付しなければならない書類に変更があった場合を含む。）には、当該変更内容を記載した書面を財務局長等に提出しなければならない。

（新設）

（新設）

|                                                                                                                                                                                                   |             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| <p>二 基準日において、届出書提出者が法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券の発行者に該当する場合</p> <p>三 基準日において、届出書提出者が法第二十七条の二十六第一項に規定する特例対象株券等の保有者に該当する場合</p> <p>8 第四項第二号及び第三号並びに第六項第二号及び第三号に定める書類が日本語をもって記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。</p> | <p>(新設)</p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|





